

平成30年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 平成30年12月18日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成30年12月18日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 企画財政課長	迎雄一朗君	事 業 理 事	川内野勉君	総務課長	山本勝憲君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	藤永大治君
会計管理者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水道課長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教育次長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（長崎県知事 長崎県議会議長）
- (2) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（長崎河川国道事務所 九州地方整備局）
- (3) 長崎県町村議会議長会 県知事への陳情

- (4) 長崎県町村議会議長会 県選出国會議員への陳情
- (5) 第62回 町村議会議長全国大会

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会
- (2) 長崎県町村議会議長会主催 議長・副議長及び事務局長研修会
- (3) 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 第3回理事会
- (4) 佐々町議会 先進地視察研修
- (5) 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（長崎県知事 長崎県議会議長）
- (6) 全国市町村国際文化研修所主催 平成30年度 第3回市町村議会議員特別セミナー（災害に強いまちづくり、対話によるまちづくり、データ活用で変わる社会～A I 等新技術の活用について～、地域を健康にするまちづくり）
- (7) 長崎県に対する要望活動（長崎県知事 長崎県議会議長）
- (8) 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（九州地方整備局）
- (9) 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 中央要望活動

日程第4 町長報告

- (1) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について
- (2) 平成30年度 全国町村長大会報告
- (3) し尿等前処理施設整備について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 未利用町有地活用について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 幼児・学校・社会教育及び整備について
 - ② 上下水道事業について
 - ③ 道路・河川整備計画及び陳情について
 - ④ まちづくりについて
 - ⑤ 事業の進捗状況調査について
 - ⑥ 条例等について

日程第6 一般質問

- (1) 7番 平田 康範 議員
- (2) 8番 須藤 敏規 議員
- (3) 2番 浜野 亘 議員
- (4) 9番 川副 善敬 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。12月の定例会の第4回目ということで、本日18日に議会を招集をお願いいたしましたところ、皆さん方には大変お忙しい中に、また、師走にもかかわらず、全員御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、議案につきましては10議案を提案させていただいております。議案について、全議案について、御承認をいただきますように心からお願い申し上げまして、簡単粗辞でございますけど、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、永安文男君、2番、浜野亘君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、12月18日から12月20日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

12月18日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。1番目に議長出席会議報告5件、2番目に議員派遣結果9件の報告を私から行います。

次に町長報告です。3件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名のうち4名の方から質問です。終了後、散会となります。

12月19日、本議会の2日目です。1日目に引き続き一般質問です。質問通告一覧表のとおり、7名のうち3名の方からの質問です。

次に、議案審議です。議案第72号から議案第74号までの3議案です。上程順位については議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

12月20日、本会議3日目です。2日目に引き続き議案審議からです。議案第75号から議案81号までの7議案、続きまして発議2件、閉会中の所管事務調査を予定しています。その後、散会の予定です。

なお、日程については、議事進行により時間の延長もあろうかと思えます。あらかじめ御了承いただきたいと思えます。

以上のような手順で進めたいと思えます。

本会議は、12月18日、19日、20日です。

お諮りします。本定例会の会期は、12月18日本日から12月20日までの3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は12月18日本日から12月20日までの3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の5件から、私のほうから行います。

諸般の報告、資料1です。1番目は1ページから3ページです。東彼杵道路建設促進期成会要望活動が、平成30年10月15日、長崎県庁で行われ、国道205号、佐世保東彼杵の早期整備を求める要望を、長崎県知事及び長崎県議会議長に対して行い、意見交換を行いました。

次に、2番目は5ページから7ページです。東彼杵道路建設促進期成会要望活動が、平成30年10月29日、長崎市、長崎河川国道事務所、福岡市、九州地方整備局で行われ、議長代理で橋本産業建設文教委員長が出席し、国道205号、佐世保から東彼杵の早期整備を求める要望を長崎河川国道事務所及び九州地方整備局に対して行い、意見交換を行いました。

次に、3番目は9ページから11ページです。長崎県町村議会議長会、県知事への陳情が、平成30年10月29日、長崎県離島振興市町村議会議長会と合同で長崎県庁で行われ、道路予算の確保などについて要望活動を長崎県知事に対して行い、意見交換を行いました。

次に、4番目は13ページから15ページです。長崎県町村議会議長会、県選出国會議員への陳情が、平成30年11月21日、長崎県離島振興市町村議会議長会と合同で、東京都衆議院第2議員会館で行われ、佐々町要望として、西九州自動車道、松浦佐々道路の高架橋の整備についての要望を、長崎県選出国會議員に対して行い、意見交換を行いました。

次に、5番目に17ページから26ページです。第62回町村議会議長全国大会が、平成30年11月21日、東京都NHKホールで行われ、議事として決議17件、特別決議5件、要望25件、各地区要望9件となっています。九州地区要望として、九州地区における交通網の整備促進に関する要望とし、新幹線鉄道の建設促進、在来線鉄道線の整備、高規格幹線道路等の整備、航空整備

促進、以上の4件を採択し、国へ要望しています。

次に、議員派遣結果を報告します。

諸般の報告、資料の2です。平成30年9月26日、長崎県町村議会議長会主催、議会広報研修会が長崎市において開催され、議会だより編集委員が出席しています。

次に、平成30年10月29日、長崎県町村議会議長会主催、議長、副議長及び事務局長研修会が長崎市において開催され、正副議長及び事務局長が出席しております。

次に、平成30年11月5日、伊万里、平戸、松浦市議会、佐々町議会、西九州自動車道建設促進協議会第3回理事会が松浦市において開催され、産業建設文教副委員長が出席しております。

次に、平成30年11月7日、8日、佐々町議会先進地視察研修を大分県日田市、津久見市、臼杵市、福岡県うきは市において行い、議員9名が出席しております。

次に、平成30年11月19日、伊万里、平戸、松浦市議会、佐々町議会、西九州自動車道建設促進協議会要望活動。長崎県知事、長崎県議会議長に、長崎県庁において、産業建設文教委員3名、議長が出席しております。

次に、平成30年11月19日から20日、全国市町村国際文化研修所主催、平成30年度第3回市町村議会議員特別セミナーで、災害に強いまちづくり、対話による協働のまちづくり、データで変わる社会、AI等新技術の活用について、地域を健康にするまちづくりが、滋賀県大津市で開催され、浜野亘議員が出席しております。

次に、平成30年11月22日、佐々町の長崎県に対する要望活動、長崎県知事、長崎県議会議長を、長崎県庁において、佐々町町長、合同で、正副議長、総務厚生委員会正副委員長、産業建設文教委員会正副委員長が出席しています。

次に、平成30年11月27日に、伊万里、平戸、松浦市議会、佐々町議会、西九州自動車道建設促進協議会要望活動が福岡市において行われ、産業建設文教委員会3名、議長が出席しております。

次に、平成30年11月29日から30日、伊万里、平戸、松浦市議会、佐々町議会、西九州自動車道建設促進協議会中央要望活動が東京都において行われ、産業建設文教委員会正副委員長、議長が出席しております。

今報告いたしました議長出席会議報告5件並びに議員派遣結果9件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告の議会関係報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、町長報告に入ります。

3件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

報告事項の1号でございますけど、長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動についてでございます。

11月22日に本町が抱える課題等につきまして、県知事及び県議会議長に対しまして、町長、議長の名による要望書を提出させていただきました。議会からは淡田議長、永安副議長、阿部総務厚生委員長、橋本産業建設文教委員長、長谷川総務厚生副委員長、浜野産業建設文教副委員長、さらに地元県議会議員としまして宮内県議、外間県議、吉村洋県議、吉村庄二県議、

山田朋子県議、宮本県議にも御同行をいただき、要望書の提出をさせていただいたところでございます。

冒頭で、健康寿命をのばそうアワードの厚生労働大臣表彰を佐々町が受賞したことにつきまして、推薦をいただきました知事へのお礼、それから7月の豪雨で被害を受けましたラバー井堰の復旧に係る支援のお礼を述べ、観光協会が作成しました佐々川の絵本を知事に贈呈いたしましたところでございます。

さて、要望項目でございますけど、1、佐々町におけるごみ処理の確保に対する県の支援について、西九州自動車道の整備促進について、西九州自動車道松浦佐々道路の高架橋整備について、国道204号の歩道整備について、2級河川木場川の整備について、2級河川佐々川のしゅんせつ並びに立木伐採について、7番目に、佐々川の水利権見直しと拡大についてという、全体で7項目の要望をさせていただいたところであります。

これに対し、知事から、10月に元気カフェ・ぷらっとに訪問したことに触れられ、地域住民による健康寿命を延ばすための取組が全国的にも高い評価を受けたことに対する敬意をあらわすとともに、県内各地域への指導をお願いされました。

また、限られた時間の中で、知事より2項目についての御回答をいただいたところであります。

まずは、佐々町におけるごみ処理の確保に対する県の支援については、西九州させば広域都市圏における検討について連携、協力し、県も十分相談に応じるとし、佐々町の今後の方向性を早急に決定していただきたいと、県と十分に連携を図りながら対応したいというお話をいただきました。

それから、西九州自動車道整備促進については、松浦佐々道路の早期整備を進める必要があり、用地取得の促進も含め、引き続き力を合わせて積極的に取り組んでいきたいというお話をいただきました。

そのほかの要望項目について、2級河川、佐々川のしゅんせつ並びに立木伐採については、県土木部長より、今年度は新佐々橋付近を伐採する予定で、今後も地元の要望を踏まえ、支障がある場所を優先して実施したいというお話をいただいたところでございます。

以上のとおりでございますので、今後も継続して要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、報告の2でございますけど、平成30年度全国町村長大会の報告をさせていただきます。

平成30年11月28日12時から、東京の渋谷区のNHKホールにおきまして、926市町村長、全国都道府県町村会関係者ほか、来賓としまして安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、鈴木淳司総務副大臣、片山さつきまち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、櫻井正人全国町村議会議長会会長ほか国会議員、出席者が全員で1,300名の出席で開催されました。

はじめに、荒木泰臣全国町村会長、熊本県の嘉島町長から、我々町村長が相互の連携を一層強固なものとし、一致結束して、積極果敢に取り組んでいきたいという挨拶がありました。

次に、来賓挨拶としまして、安倍内閣総理大臣から、我が国が直面する最大の課題である少子高齢化に真正面から立ち向かい、全ての世代が安心できる社会保障制度へ改革を進めていくとの挨拶がありました。

引き続き、来賓の方々の挨拶があり、その後、大森彌東京大学名誉教授からも町村への応援メッセージをいただきました。

その後、大会議事に移りまして、町村が自主的・自立的なさまざまな施策を展開し得るよう、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生のさらなる推進を図ることなど、11件の決議が採択されました。

また、大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議、車体課税に係る地方税収の確保に関する緊急決議を採択いたしました。

さらに、各省庁への要望事項としまして、大規模震災、豪雨災害などからの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化など35項目を採択いたしました。

大会終了後、長崎県町村会が取りまとめた県内各町の国の要望事項を各省庁、県選出国會議員へ提出いたしました。

大会資料につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、し尿処理、し尿等の前処理施設の整備についてでございます。状況を報告させていただきたいと思っております。

まず、地元町内会の皆様への説明に関してでございますが、10月19日午後7時から、土手迎町内会集会所、また、10月20日午後7時から、四ツ井樋町内会公民館におきまして、水道町内会、土手迎町内会、四ツ井樋町内会の皆様を対象としました説明会をそれぞれ開催させていただき、両日合わせて43名の方が御参加いただいたところでございます。

内容につきましては、本町のし尿処理施設の現状、し尿処理等の施設の必要性、近年のし尿等の処理施設の整備の動向、し尿処理施設等の整備、今後の予定についてということで、建設予定地については、現在の下水道終末処理場の敷地内を予定しているということで御説明をさせていただきました。

説明後の御意見や御質問では、車両の進入台数、搬入ルートや現有施設の処理能力の状況、地域の環境整備など、多数の御意見をいただきました。

説明会の中では、現在の下水道終末処理場の敷地内に施設を整備したいということに関しましては御理解を得られたのではないかと考えております。

また、11月27日には、し尿等前処理施設の先進地視察ということで、3町内会から町内会長さんをはじめ、21名の方が参加していただき、大分県臼杵市と津久見市の施設を視察していただいたところでございます。

現在進めております施設基本計画策定業務委託の中で、施設の配置計画や臭気対策などの検討を進めながら、引き続き地元の方々へ御理解、御協力を得られますように努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、報告に対する質疑を行います。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

長年の懸案であったし尿の前処理施設について、地元で説明会を開き、そして、前向きに御理解をいただけたという報告ですが、そしてまた視察に行かれて、それも視察されて、非常に協力的であったということ聞いておりますけれども、確認ですけれども、今後のこの事業のスケジュールについては、どういうふうな手順であると進んでいかれるのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今後の整備といいますか、そのスケジュールに関しましては、下水道の補助制度というのが

今年度から拡充されております。この補助制度が活用できないか、国とも担当者と今、協議を重ねておるところでございまして、補助制度が活用になればですね、下水道事業の認可制度が必要になってきますので、認可の変更が必要になってきます。そういうことで、県と協議をしながらですね、事業着手に向けて進めてまいりたいと、町としては今考えてるところでございまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

もう一点確認したいと思いますが、これは地元議員からもあったと思いますけれども、周りの環境協定といいますか、これが必要かどうかということですが、かつて小坂に最終処分場を設けておったときに、きちっと処理して排水しておったけれども、それでも漁協関係ですね、漁協関係に対しての更新料とか、いろいろ支払ったことを記憶しておりますけれども、これは、例えば臭気対策を、ちょっと周りの町内会となりますが、そういうふうな公害といいますか、協定書というのは要るんですかね、要らないんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいまの御質問でございまして、公共下水道のほうで協定書が作成されておまして、施設の改修を行う場合には、たしか 3 か月以内に協議を行うということになっていたかと思っておりますので、このし尿処理のですね、前処理施設だけの協定じゃなくて、公共下水道で今結んでおります協定書の中で進んでいくのじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

協定書の対象はどこになるのでしょうか。どことどこ。その私が言ったように、会名、漁業権者とかなんとかはもう結んでなかった。法的に今、環境問題で法が変わってますんで、確認です。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいま結んでおります水道町内会、土手迎、四ツ井樋町内会の 3 町内会で協定を結ぶ予定にしております。

今、言われておりますその他の機関につきましては、今のところ考えておりません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、町長の報告でありましたように、地元 3 町内会での説明があったわけですが、いろいろその説明会の中で質問等が出たわけですが、まず 1 番は、搬入ルートの問題等が地元では 1 番懸念されている問題だったというふうに感じました。

それで、今後ですね、スケジュール的に、いつ、どのようにしていくかということで、まああのう、そういうふうな調査といいますか、その基本計画等が出た後に説明に入られると、施設のほうはですね。ただ、地元のほうの、あそこはサン・ビレッジ、それからでんでんパークというような憩いの広場としてたくさんの方がおいでになる場所というふうなことでですね、そうしたときに、やはりそういうふうなものの影響を与えることを懸念されてる声があったと思います。

そういうことで、この説明会が終わった状況の中で、今後、その辺のことを踏まえて、どういうふうな考え方で地元と対応していかれるかという考えと、先ほどの川副議員さんからの質問もありましたけれども、その分で再度、地元の議員としてお尋ねをしておきたいと思います。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

搬入ルートのお話ありがとうございました。現在、1 日大体平均 7 台程度が通るのではないかと、町としては今考えてるわけですが、これはなるべく干拓のうちの踏切を通らないようなですね、町の北部地域とか中央地区からは、車両は県道の佐々鹿町江迎線から入ろうとか、それから、サン・ビレッジ町道のサン・ビレッジ線から小浦大橋を通過してライスセンターの横を通過して入るとか、そういう方向性を考えてですね、なるべくそういう臭気に対する配慮というのはやっていかなきゃならないと思っていますし、そういう方向性で町としては考えています。

それから、周りの環境整備といいますか、そういう水路とかなんかもですね、一応整備を考えてやっていかなきゃならないと思っていますので、なるべくにおいが出ないようなですね、方策というのは、やはり今後我々も考えていかなきゃならないのではないかと考えてるわけですが、

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

地元に対する環境整備と、この前から私も一般質問で再三申し上げておりますとおりですね、やはり今、現時点での浄化センターの置かれている状況ということ再三申し上げておりますので、そういうふうな総合的にですね、いろいろ憩いの場としてそういうふうにご利用されている地域ということも踏まえてですね、やはりルートの設定等については、そのときにも意見として出ておいたと思うんですが、やはり外周的なことを考えると、いろいろなことも踏まえてですね、十分検討をいただきたいと思います。

やはり、地元にとっては切実な問題ですので、やはり今言われたように、町長の報告で、場所に対して、位置に対してはおおむね了解をいただけたというふうに感じたというふうにおつ

しゃいましたけれども、まだ、これからいろいろな緻密な問題について、地元と協議する問題、いつも言われているようにですね、やはり地元の了解、了承なくしては、こういう環境事業はできないというふうに言われておりますので、どうぞそういう部分を配慮しながら、地元に対することを考えてですね、協議を深めていただきたいと思いますというふうに思いますので、これは要望いたしまして、終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について、確認させていただきたいと思います。私は、総務厚生委員長として随行させていただきましたが、ともに要望活動に参加させていただきました。委員長として2年、要望活動に参加させていただきました。感じた点について確認をさせていただきたいと思います。

まず、要望活動の要望内容の作成においては、11月14日、全員協議会において確認をさせていただいておりますが、7項目上がっております。今後ですね、要望内容については協議を重ねていく旨の説明は受けておりますが、そのポイントでの確認でございます。

今回もインフラ整備ばかりの要望活動でございました。県に対しては、町村としては重要な関係だと思ひまして、人口減少、少子高齢化対策等、子育て政策やインフラ整備以外の政策について、県のリーダーシップを要望してはいかかかというふうな私自身の考えがありますので、町長としてはどのようなお考えなのかを再度確認しておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、阿部議員がおっしゃるとおり、今、私たちがこういうことで出しているわけございまして、やはり議会の皆さんと相談しながら、この事業ばかりでなくてですね、やはり別の多分足らん面もあったんじゃないかということで、例えば、医療費の無料化の件でですね、の話も、お話をお聞きしました。やはり、そういうこともですね、やはり今後とも入れて、事業ばかりでなくて、やはり別の関係もですね、福祉関係とか、いろんな面がありますので、それもやはり皆さんと一緒に考えながら出していきたいと、今後は考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

一応、県の要望活動はですね、毎年行われていると思ひます。早期にですね、協議を尽くしてですね、同じような項目で要望している内容もございまして。県の回答を踏まえ、また、熟考して、視点を変えた要望内容にしていくという作戦もあろうと思ひますので、傾向と対策を練って、今後、対応を求めておきたいと思ひます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

はいようです。ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。

以上で、日程第4、町長報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

5番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

5番、阿部豊でございます。私のほうから総務厚生委員会の調査報告を申し上げたいと思います。

9月の定例会から12月定例会まで、本定例会までの閉会中において所管事務調査を行いましたので、概要について報告をいたします。

開催日時は、11月27日火曜日10時開会、出席者は全員でございます。

今回の所管事務調査につきましては、条例等について4件、未利用町有地についてということで、所管事務調査は2項目でございました。

まず、条例等についてでございますが、冒頭、予定しておりました佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例について、佐々町公共下水道条例等の一部を改正する条例についてでございますけれども、水道課長より所管事務調査を予定しておりましたが、所管事務調査、11月27日に所管事務調査を行い、本12月議会の条例改正ということで提案を予定されておりました。内容につきましては、平成31年4月から企業会計への移行ということで調整を行っておりましたが、関係部局調整、条例規則等改正、新予算編成において、現状、不安を残す状況だということでございます。水道課としましては、企業会計移行を平成32年4月に変更させていただきたい旨の説明を受けました。よって、所管事務調査を取り下げたいと。

副町長のほうから、事務の進め方が悪かったことも含め、いま一度慎重に対応したいということで、方針の説明を受けております。

委員からの意見はなく、この2件につきましては取り下げについて了承しておる次第でございます。

続きまして、その関係もありますけれども、佐々町職員定数条例の一部を改正する条例という所管事務調査の案件を予定しておりました。

冒頭、総務課長のほうより、下水道事業の企業会計部分と教育委員会の事務局職員の職員の中に幼稚園等の部分が含まれており、改正が未済であったということで、あわせて改正を予定していたが、企業会計職員の定数が再来年に変更となるため、取り下げを願いたいという説明でございます。

委員のほうから、幼稚園は既にないと、実質の職員状況と条例との乖離はいかにと、実害の問題はないのかという質疑が、意見がございました。当局としましては、町長部局、公営企業

部局、教育委員会部局の定数を変更する趣旨での改正ということでございまして、定数内で実数のほうが配置されており、実害はないという回答を得ております。この内容につきましても、取り下げについて了承をしている次第でございまして。

所管事務調査につきまして、1 件、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、所管事務調査を行っております。

今回予定されております議案第 72 号、73 号関係でございまして。

所管課より、総務課山本課長より今年度の人事院勧告、閣議決定もなされていると。一般職、特別職の給与改正を提案予定しているという内容でございまして。

総務課主事より資料により内容の説明を受けております。

適用日が、平成 30 年 4 月 1 日遡及適用ということで、内容につきましては、民間企業との格差を踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表水準を引き上げると、人事院勧告の内容に準じた改正であるということでございまして。改正率は 0.2% ということで、詳しい詳細につきましては、提案時に説明があると思っております。

委員会としましては、内容について確認しております。次の議会で、本議会で提案予定も含まれており、確認へ十分な検討を願い、終了しております。

所管事務調査 2 点目、未利用町有地活用についてということで、進捗状況についての説明を受けております。概要につきましては、旧診療所用地の一部を分割し、隣接土地所有者へ払い下げの件でございまして。

所有者と 2 回交渉され、年度内売却の方向で対応する旨の説明を受けております。現在、覚書締結に向け、準備を進めているということでございまして。希望される 3 月末までの売却を進めるためには早急な手続が必要ということで、12 月補正予算までのいとまがないことも想定され、現予算の範囲内での執行について検討をしておるという説明でございました。

委員のほうより、時間がないと言われたが、不動産鑑定から 3 月売却までのスケジュールはいかにという確認が出され、執行のほうから、鑑定評価に期間を要するため、12 月補正予算を経てからの対応では、3 月末までの売却が厳しいというような説明を受けております。

この案件につきましては、所期の目標の達成のため、スムーズな対応を確認が求められております。予算措置は執行権の範囲内で、また、工事の早期発注、完了については、地元も望んでおられるため、早期に対応されることを要望し、終了しております。

その他報告としまして 3 件の報告を受けております。

まず 1 件目、会計年度任用職員についてということで、現在の検討状況、今後のスケジュールについて、資料により説明を受けております。

2 点目、投票所及び投票区割りの見直しについてということで、資料により説明を受けました。概要につきましては、投票区の地理的状況及び公共施設の有効利用の観点から、投票所の指定を現在実施しておると。町内会ごと、全 7 投票区への区割りを実施しているが、投票区ごとの有権者数の差が大きくなっている状況であると。このような状況下、第 1 投票所として利用していた佐々町幼稚園が平成 30 年 3 月をもって廃園、解体工事中でございまして。選挙人の利便性とあわせて、選挙の公立性、また、円滑な執行という観点から、抜本的、総括的な投票所、投票区の見直しを行うという説明でございまして。

見直しの時期としましては、平成 31 年 4 月上旬予定の長崎県議会議員選挙から予定されております。

重要なポイントとしまして、有権者に対する周知が課題であると。平成 31 年 1 月広報に、広報紙及びホームページによる周知、また、世帯主宛て通知文書を送付予定されているということでございまして。

あわせて、投票所入場券につきまして、新しい投票区と投票場所を記載し、有権者が改めて確認できるように実施するというところでございました。

3点目、コンビニ収納についてでございます。資料により説明を受けております。佐々町もコンビニ収納を実施していくという方針で、平成31年4月運用を開始するということでの説明を受けております。

以上でございます。詳しくは、お手元の総務厚生委員会報告を御参照願います。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会、委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）

それでは、所管調査の報告をいたします。産業建設文教委員会所管事務調査を平成30年11月15日と16日に調査研究を行いましたので、御報告をいたします。

まず、11月15日の所管事務調査といたしまして4件、その他報告4件を受けました。

初めに、幼児・学校・社会教育及び整備についての小中学校空調設備整備について、教育次長補佐より説明を受けました。産業建設文教委員会では、普通教室の48教室に空調設備をするとの説明をしておりましたが、検討を重ねた結果、その他、特別室を含め、全85教室を予定としています。事業費も約1億2,000万円から、概算で約2億6,400万円の予算となっております。国の補正予算により新設された冷房施設対応臨時特別交付金を用いて、学校教育施設等整備事業債、一般財源という構成で、財源内訳を考えています。12月の補正予算に歳入歳出予算とあわせて、繰越明許費を計上させていただきたいと考えていますということです。

教育次長より、6月末、7月の暑さに対応するため、早目に実施しなければならないと考えているということ。

委員より、10月18日の入札は、増設を含めた入札なのか、エアコンの更新は補助対象になるのか、冷房施設設備対応臨時特別交付金と書いてあるが、実際、取り付けるのは、冷暖房施設なのかなど多くの質問が出、それぞれ執行から回答をいただき、来年の6、7月に完成できるようお願いをし、当委員会としては、継続調査といたしました。

次に、上水道事業についての新平野ポンプ所の選定について、水道課より説明。候補地として、A案からB案が出され、現行の平野第1ポンプ所に隣接した用地、既存ポンプ所跡地も有効利用できるということで、A案のほうで進めていきたいとの説明。

委員より、この実施計画というのはいつごろか。

回答として、配管が期間がかかりますので、ある程度配管ができてからということで、4年後ぐらいをめどと考えていると。

次に、公共事業下水道全体計画変更認可申請について、水道課課長補佐より説明。

主立ったものとして、農業集落排水事業の志方地区、角山地区を下水道への接続ということで、平成31年度に角山地区にかかり、32年度に志方地区の接続を考えている。それに伴い、下水道法上の認可変更と都市計画上の認可変更を行う必要がございますとの説明。

事業理事より、この件につきましては、当初予算で実施設計を組んでおりましたが、事前協議前の打ち合わせの段階で、予想外の時間をとったということで、予算を落とさざるを得なくなりましたということと、都市計画審議会の縦覧期間中に開いてしまったという手続のミスがありまして、今、やり直しの作業をやっているところだと、非常に申し訳ないと思っておりますとの事業理事からのおわびがあり、県と都市計画の方と、今度、補助金の水環境対策課の方

と協議をいたしまして、来年の確約をとりまして、再提出をしようとしているところで、よろしくお願ひしますということです。

委員より、最終的に町が損害をこうむることはないのか、何が問題だったのかというものももう少しはっきりしてくださいと。

事業理事より、根本的な問題を言わせていただければ、認可が取れていないのに事業はできませんので、認可と事業を切り離しとけば、こういう問題は起こらなかったのではないかと考えていますとのことです。

この件につきましては、継続調査といたしました。

次に、4 件のその他報告を受けました。

続きまして、11月26日の所管事務調査の御報告をいたします。

所管事務調査として7件、その他報告として3件の報告を受けました。

初めに、道路河川整備計画及び陳情についての西九州自動車道延伸に伴う道路構想について、建設課参事より説明を受けました。

町道中央海岸線支一3を利用して、進入し、佐々川大橋下の高架橋下を通る計画をして、西九州と交差部分は双方とも同じところを予定しております。双方とも幅員、両側歩道、農業用水路を含めて15メートルを予定しております。

しかし、今回説明した道路は、あくまでも構想でありまして、ボックス部分の道路幅を確保するためとの説明。

委員より、将来の構想ということで、主張が通るのかという懸念がある。町道の拡幅構想を国に報告して、国からいつまでやらなきゃいけないのかという責められることはないのか、質問が出され、回答として、西九州道路ができれば、改めての拡幅というのは難しくなるので、前もってボックスを大きく開いていただいて、早くから協議をしたほうがいいのではないかとということで、国とも話をし、国に12月中に計画、構想を出していくということになります。

次に、まちづくりについての空き家対策事業について、建設課課長補佐より説明を受けました。佐々町老朽化危険空き家等解体補助金制度案、佐々町空き家等活用支援補助金制度案について、それぞれ補助対象建築物、補助対象者、補助対象工事、補助金額の考え方についての説明を受けました。

委員より、対象建築物の解体等について同意を受けたものとなっているが、業者もそこに適用するのか。自主的に除却しないで、そのまま放置状態が長く続くという現実問題として、今後とも制度をつくった上でどう対応していかれるのかなどの質問があり、回答として、業者さんを対象にするかどうか検討させていただきたい。あくまで個人の財産というものになりますので、所有者、それから相続人の方の自主的な取組を促進する。支援する立場の行政としてかわり方を考えていくとの回答。

まだまだ多くの質問が出されました。この件につきましても、継続調査といたしました。

次に、幼児・学校・教育社会及び整備の給食センター設備施設整備について、教育次長より説明。学校給食施設検討委員会の資料に基づき説明。学校給食を取り巻く状況、本町における学校給食現実及び課題、基本方針と方向性についての説明を受けました。

委員より、以前、小中学校の施設整備構想作成の業務委託を800万かけて成果本をつくったその中に、概要的な給食センターのアウトライン的なことまで検討に入っているのに、検討委員会の3回の会合は基本的でしかない。果たして、そういうスケジュールでいいのか。

回答として早くて30年度検討、31年度中に基本設計と実施設計を行いたいとの答弁をさせていただいております。皆様と協議を進めながら、状況を判断させていただきたいと考えているということです。

委員より、議会としては自校方式かセンター方式か比較が必要である。

回答として、自校方式とセンター方式の比較は、皆様にしっかりとお示しをして進めていき

たいと考えている。

次に、事業進捗状況に調査を建設課、水道課、教育委員会、産業経済課の順で説明を受けました。

次に、所管事務調査の条例等についてであります。水道課長より、今回、取り下げてくださいたいとのこと。取り下げの理由として、会計システム移行や条例改正に不安を残す状況となっております。申し訳ありません。会計システム移行や条例改正を確実なものにするために、平成31年4月以降を32年4月にさせていただきたいと考えていますということで、この案件につきましては、委員の皆様にお諮りをし、異議なしと認め、取り下げることにいたしました。

次に、その他報告として3件の報告を受けました。お手元に配付しております産業建設文教委員会の報告を御一読お願いいたします。

終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

11時5分まで、暫時休憩といたします。

（10時56分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田康範議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、7番、平田康範議員の発言を許可します。

7番。

7 番（平田 康範 君）

7番、平田でございます。ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告書に基づきまして、本日は、今日まで一般質問をしましりましたが、それに対する検討事項、そういったものも含めた中で質問をさせていただきたいと思いますが、皆様も御存じのとおりですね、平成も間もなく終わろうとすることで、最後の12月議会ということになりますけれども、満足いくような回答を期待をいたしております。

では、1問目ではありますが、中学生を対象としましたピロリ菌の感染検査、これにつきまして導入を多くの自治体が入れているわけがございますけれども、これにつきまして、今年の12月の議会において一般質問をいたしましたわけがございますけれども、町長からの回答としましては、教育委員会と協議しながら、国が示す指針を参考に検討したいとの回答をいただいております。そこでお伺いいたしますが、質問いたしましたから1年を経過をいたしておりますけれども、教育委員会と協議検討されたのか、もしですね、検討されたのであればその結果についてお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
学校健診の充実ということで御質問があっておりまして、ピロリ菌の感染検査を導入しているということで、この検査が国からのまだ示す指針というのが、今、示されていないから、私と教育委員会との具体的な検討はいたしておりません。しかし、教育委員会の事務的な事務局の内部では協議をしているということでお話を聞いておりまして、検査の実施について検討がなされているということでございまして、後もって教育長のほうからその結果について報告があるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）
この一般質問というのはですね、やはり御存じのとおり臨時議会でもですね、行うことができない、議員にとりましては大変大切な定例議会でありましてですね、この定例会で質問しましたことにつきまして、今日まで 1 年経っておるわけでございますが、今、町長から報告がございましたように、内部では検討されておりますが、委員会そのものとして検討されていないということでございますので、大変残念の一言でございます。

そういうことで、全国的にですね、ピロリ菌感染検査、これについてはもう何度も申しますように、各自治体、取組について増えている中で検討をされていないということでございますので、本日、また改めてですね、前回質問しました内容と重複する点もあろうかと思いますが、取組について再度質問をさせていただきたいと思っております。

昨年の 12 月議会でも申しましたように、国が示す指針、これにつきまして今町長からも答弁いただきましたけども、指針が出てないということでございますけども、御存じのとおり、そういうふうに国が指針を示していない中にありまして、各多くの自治体が取組しているというのは事実であります。

ピロリ菌はですね、近年の研究で、やはり御存じのとおり胃がんとの関係が指摘されておりまして、特に世界保健機構ですか、の専門機関でございます国立がん研究機関につきましては、胃がん対策でピロリ菌除菌について重点を置くべきだということで発表もいたしております。また、国内の専門機関部門でもですね、2016 年ですか、に改定されました中で、ピロリ菌感染の予防やそれから治療に向けた指針で、中高生の若い年齢層での検査が特に重要ということで指摘もしておるわけですね。そういったことで、この世界保健機構あるいは国内の専門部会ですね、これは日本ヘリコバクター学会ですか、がこういった指針を示しておるわけですが、この専門部会が示している指針についてですね、どのような見解をお持ちかをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今お話がありましたように、世界保健機構ですか、WHO がお話にありますと、胃がんの 8 割というのはピロリ菌の感染であるということであるということで、これは 2014 年に発表されておりまして、国際機関とか国内の専門部会においても、ピロリ菌の除菌というのは、

感染とか早期の胃の粘膜の損傷の少ないうちに実施するということが大変重要であるということではあると思います。これを受けて、中学生を対象としたピロリ菌の感染検査というのをやっている自治体も、先ほど言われましたようにあるのではないかと考えております。

また、本町においてもですね、40歳以上の方に対しては、胃がんのリスク検診ということで、ピロリ菌の感染について、今、検査を行っているところがございます。やはりピロリ菌の除菌治療というのは、早期に行うことで効果があるということではあると思います。先ほどお話がありましたように、日本ヘリコバクター学会の指針を受けながらですね、学校健診についても実施される尿検査とあわせてですね、町として実施できないかというの、教育委員会の事務局のほうに、今調べさせているところがございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

このピロリ菌の感染検査につきましてはですね、今言われましたように、住民健診の中では取り入れてあるわけですね。私が今回申し上げているのは、学校健診の中でできないかということではあると思いますが、実は、2013年にはですね、このピロリ菌感染によります胃炎ですか、これに対する除菌治療、これが保険適用となったわけですね。

そういったことではありますように、世界保健機構がですね、胃がん対策としてピロリ菌の検査をし、そして陽性者に対する除菌治療を行うということで勧告をしておりますので、そういった中で、実は、データをこう見てみますとですね、日本人のピロリ菌の保菌者はですね、大変多く、50歳以上では約70から80%の方ですね、それから、20代から30代では10%から20%、10代では5%程度で、5歳までには感染することが知られているわけですね。そういった中で、感染の原因、これについてはまだはっきりとわかっていないということではあると思いますが、やはり衛生状態が悪い井戸水とかですね、そういった飲料水からの感染のほか、胃の中の酸性が弱い5歳以下の乳幼児期に感染するということが知られております。この原因は、やはり親が保菌していると、子供に感染するのが高いということではあると思います。やはり食べ物の口移しですか、などで感染するということが考えられておるわけですが、そのようなことからですね、中学生を対象としたピロリ菌検査、今言われましたように多くの自治体が取組しておるわけですが、実は北海道に至ってはですね、42の市町村で実施をされております。また、そのほか佐賀県では、言うように全県の中学3年生を対象に実施をされておりますし、九州管内で見ますと、大分県の豊後高田市あるいは東北の青森県の弘前市などですね、全国に広がっております。新たに取組がまた始まっているのがですね、香川県の三豊市それから観音寺市、それは、ここにつきましては平成30年度より実施をされております。それから、神奈川県横須賀市、これは平成31年度より実施をするというような予定になっておるようではあると思います。

そういうことで、この検査に対するですね、1人当たりの経費といいますが費用負担、これは大体1人ですね、1,000円前後と言われておりますので、本町にとりましてもさほど多額の費用負担にはならないと思うわけですが、こういった中で、これをすることによってですね、将来的にはやはり地域の医療負担を抑制することもできますし、また、何度も申し上げておりますが、各自治体もそういった形で多く新たに取組んでいるということではあると思いますので、できれば新年度から学校健診に取り入れるということではあると思います。お考えをお伺いをいたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、検討についてですね、私ども事務局内でやってきたわけですが、ピロリ菌感染検査、現在の学校健診における尿検査とあわせて実施できること、また費用的な面から考えても実施が可能ではないかと考えて、予算化を含めた事務局内での検討を行ってきたところでした。ところが、つい最近、日本小児栄養消化器肝臓学会から出された小児期ヘリコバクター・ピロリ菌感染症の診療と管理ガイドライン2018では、ピロリ菌の除菌は成人では胃がんリスクを低下させるが、子供では科学的な根拠がない、また、無症状の子供への検査と除菌は欧米の指針で推奨されていないことから、がんになるリスクの高い胃粘膜萎縮が基本的には子供にないことから、子供に一律に検査と除菌を行うことは推奨できないという指摘がなされてまいりました。

一方、日本ヘリコバクター学会では、なるべく早く除菌をしたほうがよいという提言もあり、医学会の中で、学会の見解が大きく2つに割れているという状況がございます。こういう見解が割れる中で、新年度実施は慎重にならざるを得ないというふうに事務局のほうで考えているところです。学会内で対応、議論していくという報道もございましたので、今後の専門的な議論に注視していきたいと考えているところでございます。

なお、校医様方からもこの学会の見解についての御意見を徴したところでございますけれど、今少し慎重に対応したがよいというような御指導をいただいたところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

ただいま教育長のほうから答弁をいただきましたけども、言われますようにですね、実は私も小児栄養消化器肝臓学会ですか、ここの指針と、それから言いますヘリコバクター学会の提言、これについて異なる考えが出てきたということで、やはり今後学会内ですね、言われますように討論されて、その結果を見まして判断するというところでございますけども、言いますように、ピロリ菌の感染はですね、感染していない人に比べて相当胃がんになるリスク、これも5倍以上とも言われております。また、胃の中が弱い、酸性が弱い5歳以下、これは先ほど言いましたように感染する率が高いというようなこともございまして、これについてはやはり取組をする必要があると私は思うわけですが、取組する中におきまして、これ、本人とか保護者、こういった方ですね、意向というものはやはり考慮をしていかなければいけないというようなこともございますし、また、医師会、そういったところとの協議も必要になってこようかと思うんですが、今、先ほど言われましたようにこの異なった考えが出ておるところがですね、結論が出て、そしてこの除菌について妥当性が出た暁にはですね、やはり本町においても学校健診に取り入れるということも必要かと思うんですが、最後にですね、この妥当性が出たときには、この学校健診の中に取り入れようという考えで進められるのか、その最後の確認をさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ピロリ菌の除去についてということで、私もいつも昔から水道水がなかったものですから、井戸水を私も飲んでいまして、ピロリ菌がおるということで、ピロリ菌の除去を私も行いました。何か井戸水は余りよくなかったということで、ずっと井戸水で生活していましたのでピロリ菌除去したわけです。

先ほど、教育長が申しましたように、やはり学会とということですか、そういう新たな結論によってピロリ菌の検査というの妥当性とか安全性がですね、担保できる状態になれば、やはり児童生徒の将来のがん予防の一環ということでございますので、それは取り組んでいく必要があるのではないかと考えていまして、やはり先ほど答弁いたしましたように、学会の議論の推移といいますか、そういうのをやはり視聴っていますか、そういうことを待ちながらですね、町としては考えていかなきゃならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、ピロリ菌につきましてはですね、異なった意見がこう学会であるということで、この検査について妥当性が出た場合は、学校健診の中で取り入れていくという前向きな考えで答弁いただいたかと思っておりますので、これについては、そういった形で取り進めをしていかればと思います。

次にですね、項目で上げます農業振興対策、これにつきましてお伺いをいたしますが、町長も御存じのとおり、いつも言われますけども、佐々町の基幹産業は農業ということでございますが、実は、2015年のですね、農業生産数、この統計を見てもみますと、佐々町の農業就業者数、これが273人ですね。男性が152名、それから女性が121名ということになっております。この中身としまして、基幹的農業従事者の数を捉えてみますと、男性が147人、女性が105人で、合計で252人ですか、になっておりますし、年齢的で見てもみますと、65歳未満の従事者は85人で、男性がうち53人、女性が32人です。こうしますと、約66%の方がですね、65歳以上で、平均年齢が69歳になるようでございます。また、販売農家、これで捉えてみますと、237戸のうち8戸が75歳以上の方ですね。これからいたしますと、5年後にはですね、4分の1の方が100歳以上になるというような計算になるようでございます。

佐々町もこういった形でですね、ほかの自治体同様、高齢化が進んでいるということは見てとれるわけですけども、実は、平成27年12月議会の一般質問に対しましてですね、町長は、認定農業者などの生産能力の高い後継者の育成とか生産基盤の整備を促進しながら、安定した生産供給ができるような体制を町として推進しなければということで回答をいただいております。

過去3か年のですね、この農業振興等について見てみますと、加工用のタマネギ部会の設立、これには取組をされておりますが、ほかにですね、特別な振興策を打ち出されたのかなと考えてみますと、私はそのような思いをいたしておりません。

そういうことで、新年度において農業振興に係る新たな政策、これを考えておられるのか、まずお尋ねをしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい質問で、やはり農業政策といいますか、今、273人と農業をやっている方がいら

っしゃるわけでございまして、ほとんどが高齢者ということで、なかなか難しいわけで、農業の振興策ってということについては、やはり町として今担当課とも協議しながらですね、いろんなことをやっているわけでございますけど、やはり農業の振興作物をどのように増加させるかっていうのは、やはり難しいっていいですか、なかなか難しいわけでございます。この中にはやはり高齢化とか、御存じのとおり担い手の不足ということで、やはり農業所得をいかに上げていくものかというのは、長崎県のほうも一生懸命、今、やってるんですけど、やはりさまざまなこう課題が山積しているところでございます。

特に、振興作物ということで、町としまして畜産、イチゴとかお茶とか露地野菜というのをやっているわけでございますけど、やはりその規模拡大といいますか、畜産にしてもそういう生産の販売の向上がなかなか難しいということで、やはり農地の環境保全とか農地の農業用施設の長寿命化対策とか、イノシシ等の農作物の被害防止対策というような取り組んでいるわけでございますけど、やはり農業の振興というのを今後とも図っていかきゃならないわけでございます。しかしながら、やはり事業に取り組むってというのは町の財政負担もなかなか出てきますので、やはり有効なですね、補助制度を活用しながらやっていかなきゃならないと思っています。

先ほどお話がありましたように、町としては特別な振興策が打ち出されているってというのは考えにくいと、そういうことでもう我々もやはりさまざまな県の補助制度とか関係機関とも協議をしながら、連携をしながら進めているわけでございますけど、なかなかうまくいかないということもあるわけでございます。そういうことで、今後ともですね、やはり連携を進めながら、いかにして農業の振興を考えるっていうのか、それをやっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

新たなですね、農業振興策というのは大きな目玉はまだ考えてないというような答弁だったかと思うんですが、実は、中山間地ですね、農業振興について、それではお伺いをいたしたいと思いますが、平成30年6月に公表されております農林水産省の数値、これを見ますと、中山間地域等の直接支払事業、これがですね、実は平成29年度の全国協定状況は集落協定が2万5,320協定ですね、それから個別協定がされているのが548協定、そしてこれの協定農用地が約66万ヘクタールになっているということでございます。

御存じのとおり、佐々町においてもこの事業については4地区が協定をされておるわけでございますが、実は、この中山間地域等直接支払事業、この制度は御存じのとおり耕作放棄地の増加等によりまして、多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等において農業生産活動の維持を通して、そして耕作放棄地の発生を防止し、さらに多面的機能の確保を図ることが大きな目的となっておるわけでございますが、交付金の対象は、これは農業生産条件の不利益な農用地が交付金の対象でございまして、農家はこの集落協定などを結び、そして御存じのとおり農業生産活動などを5年間継続しなければいけないわけですね、この協定に入りますと。

実は、第4期対策が平成27年度から始まっておりまして、平成31年度で、これが第4期が終わるわけですが、実は、第5期、これにつきましても平成で申し上げますけども、平成32年から第5期が始まるかと思うんですが、これにつきましてはまだ国のほうがですね、指針を出しておりませんので、確定していないということでございますが、この第4期同様の制度がですね、継続された場合は、やはり言いますように、5年間は集落活動をしなければいけないというのがもう基本でございまして、そういった中で、やはり言われますように、高齢化により

ましてですね、今後この5年間集落活動ができるのかというようなことですね、途中でこれリタイアいたしました場合は、もうその集落に迷惑を及ぼすわけですね。それから、5年間の継続事業に自信がなければ、もう当初からこの協定に加入しないということが出てまいりまして、結果としてですね、耕作放棄地が拡大することも懸念されるわけですが。実は、本年、佐々農業振興地域整備計画、いわゆる農振地域の見直しですね、これにつきまして、今、農業振興地域あるいは農用地区域の編入あるいは除外についてですね、申し入れの調査がなされております。これはですね、実は国庫補助、こういったものを活用して有害鳥獣防止事業を行っているところとかですね、そしてから国庫をした基盤整備とかそういったところは、この農振地域から除外できないわけですね。結果として、言いますように、除外できなければ農業を続けていかなければいけない、しかし、高齢化で続けられないということであれば、さらに耕作放棄地も拡大することも懸念されるわけですね。

ですから、この第5期の中山間地域等直接支払事業、これが継続された場合はですね、やはり現在の集落協定の数あるいは協定加入者の数などがですね、減少することなく、持続的に第5期対策へスムーズに移行できるようにですね、また活発な組織活動が一層できるように町として何らかのですね、支援が必要かと思うんですが、そういった支援についてどのようなお考えをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

中山間の直接支払基金の交付金事業につきましては、中山間地域の農業の生産条件の不利な地域ということで、農業の生産活動を継続するために、今、平成12年度から実施されておまして、先ほどお話がありましたように、平成27年から第4期対策ということで行われておまして、これが平成31年度で終わるとということで、今先ほどお話がありましたように、本町でも4集落の115戸の農家の皆さん方の活動に今取り組んでいるわけでございます。この制度を活用するってということで、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保とか地域活性化につながるとか、美しい農村環境の維持とか農業所得向上につながるということで、この制度が平成27年度から実施されておまして、やはり農業者の長期的に安定して事業に取り組めるものと町としては考えているところでございます。

この第5期の対策につきましては、国から具体的な内容点、次の5期につきましてですね、具体的な内容が示されておりませんが、実施するということであるっていうお話もございまして、本町としてはやはり県と連携しながら、やはり集落への説明会の開催とかきめ細かな活動支援によりまして、中山間地域の活性化に積極的に取り組んでいかなきゃならないと考えております。

いろいろなこともやはりある、少子高齢化ということで高齢者になるわけでございますけど、そこを町としてですね、いろいろ皆さん方と話し合いながら進めていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

なかなか回答がちょっと、私が期待するような回答が返ってこないんですが、実は、この農業振興につきましてはですね、最後の質問になるかと思うんですが。実は、昭和44年からです

ね、開始されました米の生産量を抑えます減反政策、これが平成30年度から廃止をされましたですね。また、経営所得安定対策としまして、米の直接支払交付金、これが平成25年度産米までではですね、10アール当たり1万5,000円の交付金の単価であったわけですが、平成26年度産米から4年間の経過措置として7,500円、これを交付されておりましたけども、これにつきましても終了いたしましたわけですね。そういうことで、今日まで40年間続いてまいりました政策が終わることによってですね、やはり価格競争、そういったものが始まりまして、生産基盤が整った農家にとりましてはですね、生産意欲もまた上がってきようかと思うんですが、一方、言いますように生産基盤が整っていない佐々町のこの中山間地域等の農家、これにつきましては、やはり今後農業を継続していくためには、新たな戦略を立てなければ米農家としてですね、今後続けていけないということで、大きな転換期を迎えるわけでございます。

そのようなことから、まず中山間地域等直接支払事業の協定集落においてですね、これは一つの考えなんです、2階建て方式、これの集落営農組織に取り組むということもですね、やはり中山間地域の農業振興を図る大きな一つの政策というような考えも持ちまして、実はお伺いをいたすわけですが、2階建て方式のイメージ、これは簡単に申し上げますと、1階部分が今行っております中山間地協定の農家、これが構成員となりまして、中山間地域直接支払集落となりまして、2階部分がですね、まあ例えでございますけども、機械利用組合を設立しまして、そしてオペレーターを中心とした農作業の受託、それから共同での農作物の販売管理、そして販売、これを行いまして地域住民が自主的に話し合え、そして持続的に取り組む共同活動、これが2階建て方式という集落活動だろうと私は考えております。

そういったことですね、2階建て方式の組織、これを行いますと、いろいろな面で相乗効果もございますし、また町長が言われますように後継者育成、それから農地の集約化あるいは鳥獣被害対策、そういったものが進みまして、耕作放棄地の拡大防止にもつながるといようなことも考えられます。しかしながら、やはりこの機械利用組合を立ち上げるにしましても、自助努力する部分も大いにあるわけですが、やはり機械とかあるいは備品の購入、そういったものに対します初期投資、それはそれなりに資金がですね、必要になってくるわけですね。

そういうことで町長にお伺いしますが、現在の集落営農組織での活動ではですね、言いますように中山間地域の農業はよくても現状維持、悪ければ衰退するということで危惧されるわけですね。そういったことからですね、農地の、先ほど言いますように集約、それから農作業の受託などを行う集落営農組織の編成につきましてですね、町としてバックアップ体制の強化を図っていただき、そしてこの機械利用組合、例えばですけども、機械利用組合などを設立した場合の初期投資に係る支援制度、これを新年度から設けるといこともですね、やはり佐々町の農業の未来を見据えた新たな農業振興策ということで私は考えるわけですが、こういった支援制度、そういったものを取り入れる考えがお持ちかどうかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今2階建てということでお話がありました。やはり、高齢者ということになれば、やはり機械とかの共同組織っていいですか、そういうことをまた専門のオペレーターとかがいれば、やはりスムーズに運ぶと、仕事ははかどるということは考えておるわけですが、機械購入、備品購入ということが、町の単独でって今補助制度がありませんが、国県の補助事業というのを利用して実施しているところもあるんじゃないかと思っております。やはり、協定の集落の持続的な活動ができるっていうのが、やはり町としてしなきゃならないと思っております。

し、やはりほかの市町村等などの情報を参考にしながらですね、今後どのようなそういう支援ってというのが、今、平田議員がおっしゃったように2階建てで一つは構成員とそれから一つはそういう共同作業の組織ですね、をつくるっていうのは、やはり引き続きどうということが有効なのかっていうのは、やはり今後とも研究して町としてそういう方向性を見出せばですね、やっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

新たな支援策ということでございますけども、やはり何と言いましてもですね、中山間地のその交付金だけではなかなかそういった組織を立ち上げるにも、費用的にも限度がございますので、やはり町の農業を振興していくためにはそういった新たな制度、これも町独自でですね、考えなければ、今後佐々町の農業は衰退するのではないかと思いますので、ぜひともですね、やはり他の自治体のことも参考にしながら、そして町独自でできるようなですね、制度を設けていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

最後の質問になろうかと思いますが、町道の維持管理体制についてお伺いをいたします。

これもですね、私が議員になりまして初めてここで一般質問をいたしました中で、山間部の町道、このり面につきましては、雑木とかですね、それから雑草、そういったものによりまして車両などの通行に支障を来しているところが多くあるということで、これについては年次計画をもって、やはり整備を取り進めるべきだということで申し上げたわけですが、町としましても今日まで年次計画をもってですね、こういったところについては、取り組んでいただいているということについては、厚くお礼を申し上げたいと思うわけですが、やはりそういった中におきましても、雑木や雑草、そういったものはですね、成長が早くてですね、以前のような整備を要するような箇所がまた新たに見受けられております。

そういったことからですね、このような状況を把握されているのか、まず担当課長にお伺いしましょうかね。管理されている、建設課のほうでですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

まず町道等におきましては、町民大清掃や各町内会等でのボランティアによる草刈り、これを行っていただいております。このことに関しましては大変感謝を申し上げたいと思っております。

町道の草刈りの状況につきましては、平成29年度の実績でございますけども、道路維持補修班で延べ236名で45日間、22路線の草刈りを行っております。それから、シルバーの委託のほうで6路線のほうを実施しております。それから、台風等の後には樹木等が、木々等が倒れてきたりしますので、路線を見回しまして倒木等の処理を行っているところでございます。しかしながら、おっしゃるように夏場の草が生い茂る時期につきましては、作業が追いつかないという部分もございます。そのことで住民の方に御不便をおかけしているという部分もあろうかと思っております。

それから、また場所によりましては、道路のり面から木が覆いかぶさってきてまして、通行がなかなかしにくいという状況もあるというのは理解をしているところでございますけども、なかなか対応が追いつかないという状況でございます。

それから、全路線というのがなかなか目が行き届いていないという部分があるかというふうにちょっと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

今、課長から答弁いただきましたけれども、確認といたしますか、80%ぐらいできているんですか、その確認がですね。

言いますようにですね、道路、これについては私道ですね、それと公道、これがあるわけですが、公道につきましては、一つは建築基準法によります道路、これは宅地関係でございますけれども、そういったものと道路法によります道路がございまして、これにつきましては、やはり国、それから地方公共団体が所有権を有しておりまして、かつ維持管理、これを背負っているというのが道路として定義をされているようでございます。それとまたですね、道路ののり面の所有者が誰かですね、判断することなくですね、その道路を管理しているのは誰かによって判断すべきということによっておられます。

そのようなことから、先ほど答弁いただきましたように、集中豪雨あるいは台風の後ですね、被害などの連絡があれば現場に出向き、そして被害が拡大しないよう初期対応、これはなされておりますけれども、町道の管理者としてですね、できれば四半期に1度程度は少なくとも町内全ての道路について、道路環境がどのような状況か調査を実施するなどですね、日ごろからの維持管理体制を充実する必要があると思うんですが、このようなことについてどのようなお考えをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町道というのはやはり公道でありますので、道路法の第42条の第1項に道路管理者というのは、道路を常時良好な状態を保つように維持し修繕しなければならないということで、一般交通に支障を来さないように努めなければならないということで規定されておりまして、やはり住民の方が安全で安心して通行できるような道路って維持管理するっていうのは、我々町の責務だと考えておるわけでございます。

町道の維持管理につきましては、建設課の職員が現場の行き帰りとか、それから道路維持の補修班の班長の現場を巡視しながらパトロールを随時実施しているつもりでございます。補修を必要とする箇所につきましては、簡易的な補修については道路維持補修班で行い、対応できない場合は予算を計上して補修を行っているところでございます。また、道路ストック総点検とか橋梁の長寿命化修繕計画によりまして、町道の状況を把握しながら、その計画に基づいて予算の範囲内で順次補修を行っているところでございます。職員、それから道路維持の補修班によるパトロールを随時行っておりますが、やはり路面の状況の確認が主となっております、側溝を含む全体的な確認というのが十分とはいえないのではないかと考えておりまして、やはり、道路の異状といたしますか、そういう通報等があれば対応し、やはり今後ともですね、やはり安全・安心な道っていうのを維持管理に努めていかなきゃならないと思っておりますし、そういうパトロールも随時行わなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

それではですね、イノシシ被害による道路の環境整備についてお伺いいたします。

イノシシの繁殖はですね、年にやっぱり日ごと生まれまして、行動範囲も広いということで言われておりますけども、このイノシシ被害、これにつきましては、農産物の被害にとどまることなくですね、中山間地においては道路ののり面の草の根、これを掘り起こし、それが原因となりまして落石があり、そして土砂崩れが生じているという箇所が見受けられます。

そういうことからですね、この道路の排水路、これに大きな石で塞がれている、あるいは土砂や木の葉、そういったものが大量に堆積しましてですね、排水路の機能が著しく損なわれたと、結果といたしまして、大雨のときなどですね、水が道路にあふれ出ましてですね、通行にも障害が生じております。また、道路下に民家とかそれから農地があるわけですが、そういったところへですね、この水が、あふれ出た水が流れ込んでいるという箇所もございます。

そういうことからですね、お伺いしたいんですが、道路は、言いますように、地域住民にとりましては大切な生活道路でありまして、今先ほど課長も言われましたけども、町内会によってはですね、住民の安全な通行を確保するために、年に数回ですね、一斉清掃などで道路の清掃も実施されております。しかしながら、御存じのとおり、高齢化が進みましてこの奉仕作業にですね、出てきていただく方も年々減少しているというのも事実でございます。そういったことから、排水路に堆積した土砂とか石など、こういったものはですね、やはり重機を使わないと、奉仕作業で出てきた方によってですね、取り除くというのは大変厳しい状況でございます。

そういったことから、この山間部の道路について、排水路あるいはのり面などのですね、状況を把握されて、そして日ごろからの道路パトロールを実施し、そしてのり面が崩壊した場所、あるいは排水路の整備を行う必要がある箇所、そういったものについては、やはり道路管理者の責務としてですね、今後行っていただきたいというのが現状でございますけども、こういったことにつきましてどのようなお考えかをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が今御指摘のとおり、大変今イノシシの被害っていいですか、道路ののり面を掘り起こして小石が、小規模の落石が発生しながら、やはり落ち葉とか堆積することでやはり水路を塞ぐと、道路落ちて塞ぐとか、やはり水が家屋とか農地に流れ込むって被害を及ぼすということで、大変我々としても困っているところございまして、十分対策をしなきゃならないと考えています。

町としましては、道路のパトロールなどののり面の掘り起こしを発見した場合は、また町内会長さんなどからの相談があった場合っていいですか、その場合は、やはり土止めの防護壁とかを設置しながら、場合によっては重機等を使用して排水路の堆積している落石とか土砂を除去しながら機能回復を図っているというところでございます。やはり地域の住民の皆さん方のボランティアっていうのが清掃活動について大変ありがたく感謝をしているところございまして、そういうことができない場合、なかなか難しい場合につきましては、町のほうに御連絡をいただければ、町としましては状況を見ながら対応させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、7 番、平田康範議員の一般質問を終わります。

1 時まで、暫時休憩といたします。

（11時57分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第 6 一般質問（須藤敏規議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

一問一答方式により 8 番、須藤敏規議員の発言を許可します。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

8 番、須藤敏規でございます。議長様の許可を得ましたので、質問通告書に基づきまして、働き方について 4 つの視点から質問させていただきます。風邪調子が悪いので、ちょっと声が小さめになるでございますけど、回答次第では大声になってくるかもわかりませんので、ひとつよろしくお願いいたします。

1 項目目でございますけども、第 6 次の佐々町総合計画後期計画が一応 28 年度から 32 年度までの計画で行われております。それぞれ個別計画として、数々の計画がつくってあります。ちょっと調べましたら、まち・ひと・しごと総合戦略が 31 年度、来年度で終わるわけですが、あと子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画も同じく 31 年度までということ。高齢者福祉計画第 7 期の介護保険事業計画が 32 年度まで。公営住宅等長寿命化計画とか、重要案件の水道事業ビジョンもつくられております。あわせて、職員の定員管理計画とか、いろいろ計画がありますが、後期計画の達成に向けて個々の計画がつくってあるわけですが、いよいよ、この多くの計画を加味しながら企画で 28 年度からつくっておられる公共施設等総合管理計画がございますが、その中で、人口が減っていく中での施設整備をどのように行っていくかということで、計画が立てられておりますが、なかなかこの全体としての個別計画が議会のほうに示されないもんですから、議論の場が設けていただけないということで、私自身も苦慮しているわけでございます。

そこで、今回の質問ですが、私といたしましては、国が示す「生涯活躍のまち」構想というのは、東京圏の高齢者を地方に移転させようとする政策が 1 つございます。そういうことで、いろんなことで地方に押しつけているとしか認識は持っておりませんが、たまたま今回、7 月 1 日の人事異動で、住民福祉課長さんに特命とも言える生涯活躍のまち推進業務支援を命ずるという事例を出されております。私としては、まずは後期計画の達成に向けて全職員一丸となって取り組むべき課題ではなかろうかと思っていた矢先、発令されたもんですから、後期計画の中で何をなさろうとしているのか、町長の答弁を求めます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありましたように、本年 7 月の 1 日付で人事異動を行いまして、において、住民

福祉課長に生涯活躍のまち推進業務支援を命ずるということで辞令を発令したことにつきましては、本年 7 月 1 日付での副町長の選任ということで、総務課長を副町長に選任したことに伴いまして、複数の課長職の人事異動が必要になったところをごさいます、年度途中の課長職の異動によりまして、それまで進めていたさまざまな行政サービス、それから重要施策について撤退させることなく力強く推進していくために適材適所と、それぞれ配置したところをごさいます。

このようなことで、7 月 1 日付で企画財政課長から住民福祉課長に異動を命じたものでございしますが、企画財政課長であった 6 月末までに当該課長については、平成 27 年度から第 6 次の佐々町総合計画の後期計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるそれぞれにいわゆる佐々版の C C R C の、生涯活躍のまちを推進する担当職務、その後、その前に産業経済課長のころも含めて担ってもらいまして、いわゆる具体的な形としてお示しができるようになりつつあるところをごさいます。

特に、平成 29 年度から 30 年度にかけまして、これまでの生涯活躍のまちの推進業務を踏まえながら、国土交通省が支援する佐々川を核としました官民連携事業の可能性調査業務について最終的な将来の方向性を固める段階でありまして、担当課長が異動することによって、その業務が滞らないように、ということがあってはならないということで、当該課長には住民福祉課長の職務に加えて、暫定的に引き続き生涯活躍のまちの推進業務をお願いしたものでございします。

また、5 か年としまして策定しました、まち・ひと・しごとの創生総合戦略は 31 年度を最終年度となることもありまして、生涯活躍のまちの推進業務は、本来、企画財政課でありますので、現在行っている国土交通省の事業が滞らないためにも暫定的な任命ということで御理解をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

本来的には企画財政課の仕事ということでありましたが、行きがかり上、産業経済課長からこの仕事には携わってきたから、その人しかできないということで判断されていったということだろうと思うんですが、わかりました。

私が思いますのは、佐々町の自立促進をしていくための、やはり上位計画の総合計画に基づくですね、後期計画、これに向けてやはりやっていただきたいということを思います。国土交通省の云々というのは、私、まだ十分に理解してないものですからわかりませんが、それはそれで具体的に進めていただきたいとは思いますが、要するに C C R C については私は反対の立場でございします。まずは受け入れなど、佐々町の受け入れ態勢が十分に議論されていないということですね。人を受け入れるためには、ある程度、受け入れやすい立場を取らなくちゃいけないという考えをしておりますので、各課においてその態勢がそれぞれ農業分野であれ、商工業にしろ、いろいろあるものですから、そういうのは申し上げておきたいと思ひますが。

要するに、総合計画の中にもあります後期計画の達成に向けてはですね、はじめに町長さんは掲げておられます。何ですかね、チャレンジしないことは失敗であると。職員が積極的に取り組める環境づくりを進めていくと文言がありましたものですから、果たしてそういう異動をなさったおかげで職員間の、何ですかね、気分がどうなのかなと心配したものですから、申し上げているわけでごさいますけれども。どうでしょうかね。やはり、後期計画のためにはですね、ある種の事業計画というのをですね、早目に出されてですね、議会のほうに提示していた

だかないと、何をなさっているのかわからない、やりやすい仕事からなさっているのかもわかりませんが、私たちはまだほかに取り組むべき課題があると思っておりますので、一般廃棄物の処理問題とか、今後来る水道ビジョンの水問題の案件とかですね、公営住宅の長寿命化する住宅政策とか、後期計画に掲げられたことをですね、まず真剣に取り組んでいただきたいと思うものですからですね、まず、それを、どうでしょうかね、計画表をなぜ出していないのかですね、後期計画に。ローリングしながらやっていくということで、みんなと町民の識者の方を入れたりしながらつくられた総合計画の中で、事業計画を出さない、出したら議員にわかるからしないという内部協議をなさったのかどうか、やはり疑いを持たざるを得ませんので、事業計画についてはローリング式で議会に示すというのを出していただきたいと思うんですが、同僚議員、5人ほど役場の上がりがおるわけですけどもですね、皆、同じ気持ちでいるだろうと思いますが、町長さんも職員上がりでございますので、ローリング方式というのは御存じだと思いますが、なぜ出していただけないのか、そこら辺をお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
この件につきまして、大変皆さん方に御迷惑をおかけしていると思っております。
今、先ほど須藤議員からお話がありましたように、優先順位と言いますか、やはり急ぐ事業と言いますか、ごみ処理とし尿処理、それから庁舎建設、それから冷暖房ですね、そういういろいろな、こうあるわけでございます。その中で、やはり資金が、やはりどれぐらい要するのかというのをまず出していただいて、それからそういう大きなものを先にですね、どういう優先順位をやるのかというのは、やはり皆様方にお示ししなきゃならないと思っておりますし、それだけじゃないわけでございますけど、そういう学校の施設とか、そういう施設もありますし、そういうことで全体的に早くお示ししなきゃならないわけでございますけど、遅れてることに対しましては大変御迷惑をおかけしてはおりますけど、なるべく早くそういうことで財政のほうから出ささせていただきたいと、皆さん方にお示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）
毎回、町長さん、同じ回答ばかりですね、いただいておるんですが、いささか冷暖房もおっしゃいましたけどね、これは当然、いろんな事故があつてするんですから、政策じゃないんですよね。永田議員もしょっちゅう前から質問なさって、しとつた問題ですから、これは政策じゃないんです。当然、しなくちゃいかんのを国が補助をつけたから、今、方法を検討している段階でですね、そりゃあちょっとつけ加えじゃないですかね。冷暖房はちょっと私はそうは思いませんけどもですね。急ぐ事業、それはですね、もう2年ぐらい経つわけですから、その前からですね、お尋ねしてるんですけど。

そういうことですね、そいじゃあ逆に聞きますけど、いつ出されるんですか。それぞれ当時、過疎振興自立促進計画ですかね。その件についても私、お尋ねしたことがあるんですけども、あそこに産業の振興とか、教育についてとか、それから情報関係とか、いろんな区分がございましてですね、そうですね、過疎計画を御存じの方、課長さんはほとんどって言いません

けど、御存じと思うんですが、そういう区分けをしてですね、事業を後期計画とかに項目が書いてございますですたいね、重点事項、いろんなどこは各課が出された、これをします、あれをしますと出してあるが、その中でどういう事業をしてですね、3年でどういうパターンに行くかと、出されて。そして、そこから選んでいくパターンは、過疎なんかでよく計画でしてきたと思うんですけども、やはりそういう方式でですね、今から出すと言われましても、2年経ってるもんですから、私ももう2年っちゃ、ちょっとどうかなあと思ってですね、どがんでしょうか。ザーッと箇条書きに事業、全て出してですね、一遍、勉強会をさせていただきませんか。そうしないと、そこから自分の好きなようなものだけですね、されて、予算はこうです、予算が検討しなければならないとか、しょっちゅうおっしゃってますけどですね、大体お金は決まってるじゃないですか、15億のね、地方税が入ってる、基金がいくらある、この事業に基金がいくら充てればできるとかですよ、そういうのをですね、出せるんじゃないか。これ、事務レベルでできる問題ですよ。あなたの大好きな住民福祉課長が時代から私は言うりますからですね、一緒に、兼務でお願いしたらどうですか。町長、答弁をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

すいません、先ほど議員から言われました、その今後の公共施設の整備で優先順位をつけるというところにつきましては、やはり今後の財政計画を平準化を図りながら、その基金の取り崩しも含めてですね、その経常経費が上がらないようにというところも踏まえて、今、11月から公共施設の事業計画について各課からヒアリングをしたところでございまして、その結果を踏まえて、今、整理をしているところでございます。

それを踏まえて、年明け、できるだけ早い時期に議会にはお示しするように準備をしたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

年明けということは、予算書が固まるまでということと理解していいんでしょうかね。できあがってから、追認で認めてくださいちゅうのは許されませんからですね、一応、私たちは議員として来ますから、住民の代表者ということを自覚していただきたい。お願いします。

それから、予算の平準化とおっしゃいましたけど、基金をとかね、しかし私、以前から言っておりますけどね、公共施設の整備基金は議会のですね、ある程度の承諾を得て使うように言ってますけどですね、3月か最終の補正でどうなさるかは見とおきたいと思うんですが、勝手に町長の権限でですね、これを使うちゅうことは許されませんから、念をして言うときはからですね、使えるのは財政調整基金と減債基金ですから、あとは目的基金ですから、何に使うかは協議をしていただきたいです。それは申し添えておきます。

それから、CCRCでどのような協議をなさってるかさっぱり議会のほうにも報告はありませんからですね、いつかの時点でやはり予算化する前にでもですね、議会のほうに所管事務調査かそれをしていただきたいと思います。特定の事業にそちらに計画して、本来の佐々町の総合計画の後期計画に掲げられたことがされないということにはあってはならないと思っておりますので、早目の議会への所管事務調査か何かをお願いいたします。

あわせてですね、どういうメンバーでそれをなさってるのか、今は理解しておりませんが

もですね、やはり町政を負う政策の諮問機関であるならですね、正式な法令にのっとりた諮問機関として設置されるように指摘をしておきます。

次にですね、庁舎の建て替えの件でございます。私は災害と言えば42年の7月9日に、大水害があったことしか記憶にございませんが、多分、あの日は日曜日だったと思うんですが、私は神田地区に住んでおりましたから、家から、両親は佐々のほうに出かけて誰もいなくて、子ども、私より下の子、3人おったんですが、3人と4人で家におったんですけども、急に大雨が降りまして、裏山から大水が流れて来て、ドッシャン、ドッシャン流れて来て、目の前見たら、正興寺橋が流されて、もう一緒に流れて行ってですね、濁流と、ぜんざい川と、一面の神田田原が水浸しになってるの、今、覚えてるんですけど、翌日か翌日か知りませんが、高校のとき1日か2日、どべ上げとかした、そういう経験がございます。翌日か、ずっと後になって、佐々中央地区を聞いていましたらですね、同級生は屋根まで浸かって、水が流れて来て、俺は人を助けたんだということで、もう亡くなりましたけど、スエナガ シゲル君がですね、人命救助で表彰されたというのは後から聞きましたけど、そのように、水害と言えばいつやってくるかわからないということで思っております。

そういうことで、ちょっとお尋ねしていきたいと思うんですが、そういう災害が最近では西九州の豪雨とか、広島の上原とか、何ですかね、安佐北区とかですね、各地で毎年のように、同じような規模の風水害が起きております。地震につきましてはですね、管理職の皆さんも町長はじめ、あまりないから安心感が強いのかと思うんですが、しかし、災害はいつやってくるかわかりませんので、やはり災害については積極的に取り組んでいただきたいなと思って質問しているわけです。

そこで、防災拠点としての役場庁舎の建て替え問題なんですが、私としては重要課題の1つと認識しておるわけです。

そこで、国においてですね、いろんな災害を踏まえてですね、災害についての補助とか、起債事業を創設して早急に対策を取るよう進めておる中で、選挙後、2年しか、経ちまして、あと2年なんですけど、町長として、この庁舎の問題についてどう取り組もうとされているのか。建て替えるのか、安全な事業をして退職しようと思うのか、次、出てきて、また庁舎をやりようと思うのか、そこら辺の本音を答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

本音はわかりません。

私も、42年の災害のときに、私の家は全部浸かりまして、床上まで来まして。そのとき私もいましたから、よく覚えています。日曜日だったと思いますけど、多分、休みの日だったと思いますのでよく覚えていまして、先ほど須藤議員がおっしゃるように、災害というのはいつやってくるかわからないわけございまして、これはやはり住民の皆さん方にもですね、やはり町としていろんなことで迷惑かけないようにしなきゃならないと思ってます。

やはり役場というのが、今、議員がおっしゃったように、防災拠点になるわけですね。やはり防災拠点というのをやはり町として重要な施設でございますので、やはりどうかしなきゃならないというのは我々も皆さん方と一緒に考えているわけございまして。

昭和44年に建築しまして、もう50年を今迎えようとしておまして、昭和56年の新しい耐震基準前に建設しておまして、やはりこれまでの間、耐震基準を満たしてないということでございます。これまでも説明してきましたが、基本的には耐震化してもやはり改築までのそれまでの寿命というのも短いと我々は考えておまして、対費用効果というのも小さいことなどから、

やはり我々としましては建て替えの方向が望ましいと考えている次第でございます。

やはり役場庁舎というのは、先ほど申しましたように、災害時発生時の対応の拠点ということになるわけございまして、そういう施設でありますので、やはり災害時に機能できるような施設じゃないといけないと。これまで役場内で調査検討した経過も踏まえまして、今後、庁舎の建て替えについては方向性について整理した上で、やはり御説明をさせていただきたいと思っておりますし、時間が大変かかっていますことに対しまして御迷惑をおかけしていることを心からお詫びを申し上げたいと思っております。

御指摘どおり、国が平成29年度に市町村の役場機能の緊急保全事業ということで財政措置の創設をしております、昭和56年の耐震基準を満たしていない、対応していないという役場庁舎については、建て替え事業ということで90%の起債の充当ができるということで、うち25%の交付税措置が設けられているわけでございます。これを建て替える場合、本事業となる対象となるものと、本町にも対象になるものと思っておりますが、これが議員も御承知のとおり、平成32年までの執行する対象経費が措置という対象になるわけでございますので、議会の皆様とか、住民の皆様は建て替えの方針について御理解をいただきながら、設計・工事施工、長い期間を要するというものですから、本事業を活用するというのはなかなか難しいと考えられますが、こういう確認したところございまして、本事業の延長というのがこの32年ですか、の制限と言いますか、そういうことで法律が改正、なかなか難しいという、今、我々も感触は受けています。

この役場の庁舎の建て替えについては、やはり公共施設整備も含めまして、今後10年間の計画はいいですか、そういう現在整理しているところございまして、住民の安全安心のためにですね、まずは最優先的にして、私の後の任期2年ちょっとあります、2年半ぐらいあるわけございまして、役場庁舎の建て替えについて着手できるようにですね、早急に方向性を示させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

これに取り組む意欲は、少しはあられるということですね。はい、わかりました。

早く取り組んでおればですね、29年とか、さっき起債の名前をおっしゃいましたけどね、防災・減災事業債とか市町村役場の起債など、いろいろありましたからですね、噛み合わせてできたかもしれませんけどね。やはり取組状況がまずは遅い。事務レベルでできるとは、あったはずと思いますからですね。

先ほど言った、生涯活躍のまち云々何とかの事業に力を注ぎ過ぎたのかもわかりませんが、ですね、やはり並行してやらないと、1つにかかればほかのね、振興計画の何か手薄になって、結局は実績評価をするときにはできなかったと。やはり、ながら族になっていただいてですね、1人が5件の案件持てば、5件一緒にそれぞれしていくとかですね、そういう方法をとるとか、仕事の仕方とか働き方、いろいろあろうかともわかりませんが、町長は、それは後回しでいいとか言われたのかもわかりませんが、そこら辺は内部執行の体制がいろいろとあろうかと思っておりますので、申し上げられませんけど、やはり仮想じゃなくて後期計画のですね、達成に向けて、して初めて、町長がおっしゃる、みんなが住みたくなる佐々町ということになるかと思っておりますので、1つでも欠けないように頑張りたいという意味で、私は申し上げておるんです。

あとですね、その設計とか基本設計の前にですね、やはり、そしたら町長として担当課のほうから、どこまで了解して指示を出されているのか。まずはどこの、大村市、長崎市、川棚町、

それぞれ長い年月をかけてですね、今、地域の意見を聞きながら庁舎建設に向けて進められております。一昨日ですね、新聞に載っ取りました。16日の新聞、皆さん、御存じと思うんですけど、公開プレゼンテーション設計業者選定に審査ということで、審査員を民間から入れられてですね、JVの業者名は非公開でなさっているようですけど、見られたと思うんですけど、そのようにして、やはり基本的な考え方ですね、骨子となる基本方針、素案、どこまで下から回ってきて了解なさってるんですか。基本方針、庁舎をつくる時。既に大体、わかりますね。敷地をどこにするか、職員の規模別に、面積がいくらと決まっていますから、総務省令であろうかと思えますけども、そういうとで、どのくらいのそれで積算の費用がかかるのかというのは、これは概算ですから担当課でわかろうと思えますけど、そういうのを計画したなら検討・説明を受けておられるということでございますので、どこまでを了承なさってるのか、基本方針をちょっと決まっとればお知らせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
基本方針といいますか、そういうきちとした基本方針は決めてないわけですが、町としましての基本構想といいますか、そういうことで、私が考えているのは、やはりこれの新築といいますか、やはり敷地の面積・移転費用とか、それから他施設との連携ということをやったり検討しなきゃならないと考えてますし、やはり計画案、計画策定につきましては、やはり事前にですね、やはり住民の方の皆さん方にやはり開示しながら、やはり住民アンケートとか、そういうよりよいものをつくるという庁舎の建設構想というのを意見を聞かなければならないと思っています。

私の考えでは、32年度までが、皆さん、先ほど須藤議員も御存じのとおり、やはり庁舎建設と言いますか、そういう起債の対象になるということでございますので、やはり、その設計業務に関する基本構想というのは、31年度までにやはり完成しなければならないんじゃないかと私どもは思っています、やはり現庁舎の現状とか課題、それから新庁舎の必要性とか基本理念とか、そういう備えるべき機能とか設計の前提となるような設備の方針とか、附帯要件をですね、やはり整理した上で、やはり調査検討を行いながら、庁舎、こういうスケジュールというのもきちっとお示ししながら、町としてやっていかなければならないと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）
町長の考え方として、いろいろ申されましたけれども、他施設との連携とか、開示してやらなくちゃいけない、30年度までは、どこまでかな、基本設計とおっしゃったんですかね、実施設計とおっしゃったんですかね、まあできればよろしいですけど、骨子となる方針ということで、まず規模は大切ですね、面積要件がありますから。あと場所ですね。場所。予算費用。町のシンボルとなろうですから、住民が入れるようにするとか、周りの環境を広場をつくるとか、そういう基本的なあれをですね、まず、これはね、担当課でできるんですよ。その次が、住民にコンセンサスを得なくちゃいけないから、こういうパターンで建てたいとかですね、住民に説明会をして。ですから、それをあと2年でやるということですか。設計まで行くわけですか。設計まで多分行かないと思うんですよ、私は。できれば期待して待つときも。

あと詳しい内容についてはですね、同僚議員があともって同じ質問がありますので、任せておきたいと思えますけども、よろしく願いをいたします。

次にですね、公務員の副業についてお尋ねをいたします。

先日からですね、私がお尋ねしたいのは、公務員の副業が禁止されておるので、地域の担い手として、可能と今度、逆なんですよね、兼業禁止じゃないもんですから、こっちのほうからお尋ねしていきたいんですが、兼業禁止をね、幅を広めて、地域活動の担い手として可能とする考えはないんですかっていうのをお尋ねするんですよ。

ひとつ、この間、福岡県のあれが新聞に載っておりました。お母さんの介護の報酬、懲戒免職ちゅうのが出てましてですね、やはり兼業の認識はなかったって書いてあったもんですから、非常に残念に思ったんですよ。本来、いろんな仕事が人手が不足してますから、公務員であっても、やはりそういう仕事が就けるようにしないといけないなと思ったもんですから、兼業の認識はなかったって、非常に残念に思うわけですけど、懲戒免職になっておられます。

そこで、公務員の副業については、国家公務員については人事院規則で定められておりますけども、佐々町においては人事委員会が置きませんので、地方の規則で定めるようになっていると思うんですけども、そこら辺で、前回の一般質問の中で1名の方に兼業の許可を与えたと聞いておるもんですから、そこら辺も踏まえまして、その許可基準について、人事院規則のっとして許可基準をつくっておられるのか、規則はなしにフィーリングで許可されているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

公務員の副業ということについては、原則として営利目的の副業というのは禁止されているということで、これは、この前もお話をいたしまして、任命権者の許可があれば勤務時間外に限って副業は可能だということございまして、地域の担い手として可能とする考えについてということで質問、お話がありました。この政府が会社員の副業、兼業を打ち出す中で、地方自治体においても地域活動への参加を促すことに限っての副業解禁に向けた動きがあるということは、私もちょっとそれは聞いておりますけど、公務員も従来のように、公務のみで従事するのではなくて、地域貢献ですか、地域貢献活動に参加すれば、やはり職員の視野というのも広がりますし、能力の向上も期待はできるとは思います。

また、地域の実態が間近に知るということも、やはり具体的な施策が反映することができるのではないかと考えてます。

今でも職員というのは町内会の活動とか、スポーツの指導など、地域に貢献する活動には参加してるのではないかと考えてますし、今後、それらの実情を見ながらですね、必要性を判断しなければならぬと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

許可基準がよくわからんですけど、伺いたてて1件ずつ町長の判断でなさっているのかどうか。私がお尋ねしたのは、国においては人事院規則に兼業副業の基準というのがあるんですが、地方公共団体については条例で定めなければならないとなって、そのうち、勤務条件については規則で定めなさいというのがあるわけですよ。勤務条件、時間外、勤務時間は何時から何

時まで。休みは何日、そういう。ちょっとすいません。申し訳ございません。そういうことで、勤務条件として働くためには、さっき言いました休日は年間いくらですよ、休憩時間は何ですよってずっと決まっていると思いますですね。それからサービスの心得とか、分限処分について、懲戒処分について、副業の免除について。これ、規則でつくるようになってるものですから、ここでいう公務員の副業についての規則でしてるんですかというのを先ほどお尋ねしたんですが。人事院規則のようにやっておられるんですか。うち独自で規則をつくって許可されてるんですかというのがお尋ねです。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいまの 8 番議員さんのお答えしたいと思いますけれども、人事院の規則を準用しまして、佐々町では事務取扱規程というのを設けております。

先ほど 1 名の方がということでお話がありましたけれども、私が 6 月まで総務課におった関係で、その部分につきましてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

人事院規則にあります 500 万円の基準につきましては、申請を行わなければならない基準ということになっております。原則としまして 500 万円未満となるように、するよという考え方になっております。

しかしながら、さきの他の機関で出ております事例によりますと、相続の場合は通常は認められない裁判官でありまして、最高裁が許可されておりますように、500 万円を超えていても相続であれば承認がなされているという状況です。

ただし、職務専念義務があるために、職務に専念できない状態では許可はできないというふうになっております。

例えばですけれども、家賃の不払い・退去・その他法的手続などで頭がいっぱいになり、仕事に集中できない状態にならないよということで、管理等につきましては第三者に委託するというので、アパート等につきましても同様に、土地の賃貸等につきましても同様のよになっております。

以上のようなことから、相続に当てはめると、例えば資産家の取得につきましては、公務員にはなれないというようなことになりまして、職業の選択の自由を奪うということになりまして、農業につきましては相続・遺贈等によりまして家業を継承したものであるということで、相続につきましては 500 万円を超えても承認をせざるを得ないと。ただし、公務員につきましては、先ほども言いましたように、信用失墜行為の禁止、職務専念義務があるために、金儲け目的だけで拡大することがないようにすべきと、以上のようなことで、先ほども前段で申しましたけれども、500 万円を超えていても相続であれば承認をしなければならないというふうな弁護士さんの方からの御助言をいただいているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうですか。ということは、公務員で多いのは農業と賃貸業が多いということが言われておりますので、そういうことは、今のところ規則はないということですかね。人事院規則にのってっていうんですかね。そしたら人事院規則をそのまま条例の規則に当てはめるとかして

ですね、していただきたいと思うんですけど。それはもしして、それをホームページか何かに公表するようなお考えはあるか、許可基準ですかね、許可基準は、それについてはどうでしょうか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいまの規定につきましては、佐々町職員の営利企業等の従事制限の許可に関する事務取扱規程によりまして行っておりまして、大元につきましては言いましたように、人事院規則を準用をいたしております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

それでは、後ほど、事務取扱規程を要求したいと思います。後で、終わってから結構ですけど。

次に、そしたらですね、労働時間についてお尋ねしていきますけれども、先日、テレビで見えておりましたらですね、日本の労働時間は年間1,700時間で、ヨーロッパ諸国と1,400時間、400時間多いということで、これを減らすような、国は政策をといることを、記事を読みましたが、減らすことで職員の皆さんの新たな時間が出て、いろんな資格がですね、兼業禁止を、幅を広げてもらって働くようになれば、自分自身の資格を取るか、地域のボランティアとか、先ほど町長のほうからも申されましたけど、消防団への参加とか、いろいろ出てきますけど、そういうのは、もしそういうとで収入を得れば、給与か、差し引くような制度となっていると私は思うとりますけど、どうなんですかね、わかりませんが。

1日7時間45分働かれて、私なりに計算してるんですけど、1週間38時間45分、そしたら年間労働時間は職員は何時間ぐらいになってるのかなと思っておりますね、それ、まず1点。これ、担当課長か、人事課長でもわかるんですかね。

それから、職員のタイムカードの滞在時間が長いということと、時間外命令ちゅうのは各担当課長がなさってると思うんですが、職員の差の状況はどうなのか。出退社の時間と時間外の時数、金銭になってる分との差はどのようになっているのかですね。

それから、これも先日、新聞で見たんですけども、来年4月から有給休暇10日以上の方は5日以上与えなくちゃいかんちゅうのが、労働基準法の改正で出ておりましたんですけども、これは公務員にも該当するのか。来年4月から施行とあったもんですから。そいけん、今、年休の取得状況はどうなかなと思って、3点ほどちょっとお尋ねします。人事担当課長でも、町長でも結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、年間の労働時間でございますが、大体1,700時間程度になってると思います。それと、時間外といわゆる庁舎にいる時間の差ということでございますが、ちょっと手元の

ほうに資料ございませんで、後もって御回答差し上げたいと思います。

年休の取得実数でございますが、本庁の部分につきましては大体平均して 6 日ということで、大体 6 日ということで把握しております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番議員、先ほど答弁でありましたけども、後でいいですか、差っちゅうのは、8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

私がこの案件に質問するまで、調べてきてもらえれば結構ですけど。

3 点目にちょっと言いおきますんで、調べてきとってください。

広報さぎの 12 月分にですね、臨時パートの名簿登載の募集がなされておりますけども、29 年度決算審査で配布いただきました資料によりますとですね、雇用が 216 人というのが書いてございました。その方々についてですね、公務員の副業禁止規定に、今度、なるのかですね、どうか。そして、また再来年、32 年 4 月からは任期付の任用制度が始まるわけですが、その方々についてもこの副業禁止のが該当するのかですね。多分、一般職の特別職になる、どうなるか、身分的にわかりませんが、この規定が適用されるなら前もってこの募集に当たるについては、公務員としての守秘義務がありますよ、私企業への勤めるのはだめですよとか、そういうのを書いてやらないとですね、そういうの知らずに入って来てだめですよってなったら困るもんですからですね、その対象者になるのかどうかですね、知って入って来て、入ったはだめですよって言われたらちょっとかわいそうだなと思いましたがもんですから、そこら辺のことについてちょっと。人事課長しかわかりませんか。企画財政課長はわからん。住民福祉課長はわからんさんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時46分 休憩）

（13時49分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、お時間取らせました。

まず、1 点目の役場の職員のいわゆる庁舎にいる時間と時間外の時間数ということでございますが、今、タイムカードでなくてセキュリティーカードのほうで現在、庁舎の入庁を管理しております、29 年のその管理を行っているのが 5 月から 30 年の 3 月までということで、11 か月間の手持ちの資料がございまして、その中でいけば、打刻時間に対しまして勤務時間、いわゆる時間外、もしくは代休等で処理した時間数が全体の 41% 程度となっております。全体でいけば 41% 程度となっております。

2 点目の、会計年度任用職員の兼業禁止の件でございますが、こちらにつきましてはフルタイムの会計年度任用職員につきましては兼業禁止の条項が適用されると聞いておりますが、フ

ルタイムでない職員につきましては、今後、まだ現在、制度設計を進めているところでございますので、それにつきましては会計年度任用職員についてはそこも含めた中で今後、議会のほうにも説明し、制度設計を進めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、役場に出勤なさってから 4 割がお金になってるけど、6 割はおるということになるわけですかね。そういうことですね。わかりました。

要するにですね、時間外とか、早く帰ってですね、先ほど言いましたように、ほかの知識を得たり、副業をしたりできるようにですね、役場だけ働いてですね、家に帰ったらくたびれて寝とく人生ちゅうのはですね、あんまりよろしくないと思いますからですね、極力全体的に考えて、費用を落として、自分の趣味嗜好ができるように、また地域の貢献できるようにですね、そういう制度設計をお願いしたい、要望です。

あと十二、三分ですので、最後の入管法関係の件です。

今まで、外国人で言ったらいいのかわかりませんが、ほかから来て佐々に住んでおられる方もおられますけども、27年の7月9日ですか、調べましたら、外国人登録法が廃止されて、新たな入国管理の手續制度が始まっております。その中で、また新たに国が今回、入管法が論議されたって質問状には書いておりますが、もう通りましてですね、来年4月からこの制度が施行されるわけですが、やはり行政としてですね、いろんな課題が今からかかってくると思うんですね。手續関係とか、雇用問題、町内会などの問題、影響ということで、この件についてどのようにお考えなのか、町長に答弁を求めます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、外国人、町内の外国人のお話がありました。外国人が今、住民登録していらっしゃる方が42人いらっしゃいまして、その中の特別永住者というのが10人いらっしゃいます。これは、第二次世界大戦以前から居住しておられる在日韓国人の方が多いということでお聞きしてまして、あとは永住者が10人、別にいらっしゃいまして、技能実習が12人、教育6人、日本人配偶者が4人ということで、現在、42人の方が住民登録をされているということで、今、調べておる次第でございます。

外国人の受け入れが拡大するというので、入管法が改正されたわけございまして、御存じのとおり業種ごとの具体的な制度設計というのが、今後定める業種別の受け入れ方針を明確化するということになっておりまして、制度の全容というのがまだ不透明な現状でございます。

しかしながら、全体の入管法の改正によりまして、今後の入管法の改正によりましては、外国人の受け入れがやはり拡大されるということで、本町への外国人の方も増えてくるのではないかと考えておりますし、やはり本町においてもまたさまざまな課題も、御指摘のとおり出てくるのではないかと考えられております。

一番の課題というのは、やはり言葉の壁によりましてコミュニケーションの問題でありまして、やはりそういう言葉の壁によりまして必要な防災とか医療・納税・教育などの制度周知が十分伝わらないっていいですか、そういう行政や地域コミュニティーなどの、などに様々な影響が

出てくるのではないかと思います。

今のところ、今以上の対応といいますか、一自治体だけで行うというのはなかなか財政面でも限界がありまして難しいわけでございますけど、具体的なものというのは今ちょっと考えていないわけでございますけど、今後は通訳などの対応とか、関係機関が集まってですね、やはり連携をしながら対応する仕組みといいますか、仕組みを構築しなければならないのではないかと考えておまして、町としましては今後どうするのかというのは検討含めて必要ではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

概ね理解はなさってるようでございますけれども、42人の方で、さっと流されましたけれども、私は内訳をちょっともう少し詳しく知りたかったものですから、そりゃ結構ですよ、後で聞けば。

要するに、今度、国が政策で来ていただくとする方と、あと今までおられる方も関係、今回の法律改正でどう関係しているのかですね、同じようには取り扱いをしていかなくちやいけないのか、今まで永住者とか、特別永住者とかの人は別個にあるのかですね、また実際的に佐々町でお住まいになった方は同じ、先ほど言われたような医療とか、福祉とか、教育は公平にしなくちやいかんものですからですね、そこら辺の取り扱いについては各課がそれぞれ今の体制をどうするのかですね。単純的にできるのは、多言語表示といいますか、よく言葉出てきますけども、ジュニアハイスクールとかですね、そのくらいしか私、知りませんけどもですね、ここは小学校ですよとか、各施設をですね、わかるようにするとか、道路標識見ても、高速道路とかトイレとか入れば、それぞれ表示があるものですから、行政とできることだったら、それから徐々に検討して、していくべきじゃないかということです。

大まかなことは、県とか国が今から来年4月まで示されると思うんですが、実際的にあと各種窓口業務のですね、国保の関係、年金の関係、児童手当関係とか想定すれば、税の今から申告関係とか、いろいろ考えられるのはその程度しかありませんけども、プロでございますので、よく考えられて、それぞれ財政的に予算がないとおっしゃいましたけど、じゃあどがん、ないのかって質問が今度、問いますので、本当財政的にだめなのか、検討もなさってないからですね、そういう言葉はあまり使われないほうがいいと思いますですよ。

そういうことで、今後、あらゆる情報を収集なさってですね、検討していただきたいというのは意見として申し上げて、質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、8番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。
2時5分まで暫時休憩といたします。

（13時58分 休憩）

（14時05分 再開）

— 日程第 6 一般質問（浜野亘議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2 番、浜野亘議員の発言を許可します。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

2 番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり 4 つの項目についてお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、佐々町をもっとよか町にするため、質問と提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、林道や河川敷の草刈り等の道路整備についてお尋ねをしたいと思います。

町内には、町道や林道がたくさんありますが、例えば、林道古川真竹谷線、林道大茂市瀬線を通ると、夏場はセイタカアワダチソウやススキなどが道路をふさぎ、普通自動車では通行が困難なので、草刈りは年に 2 回くらいは実施すべきというふうに思いますが、そのされていない状況で、どういうふうなお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

また、道路のアスファルトに亀裂が入り、亀裂から草が伸びております。現況は把握されていると思いますが、地滑りの危険性はないものか、お尋ねをしたいと思います。

それと、佐々川の河川敷は、健康づくりとまち並み景観で、佐々踏切からマックスバリュの裏を通って栗林踏切までについて、今年の 7 月に遊歩道の整備を提案しましたが、清峰高校生が利用していますし、雑草が伸びていましたので、先月、佐々川再生の会の皆さんが草刈りをされておりました。その整備について、その後は、県との協議などを検討されたのか、お尋ねしたいと思います。

1 問目、よろしくお願い致します。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

林道や河川敷の草刈り等の道路整備についてということで御質問がっております。

御質問のとおり、道路管理においては、草刈りは必要な管理手段ということで、我々も思っているわけでございます。その中で、林道につきましては、農林関係者において利用がなるものでございますけど、年間でも利用が決して多くではないと思って理解してるところでございまして、このために通行が少なく状況も把握しづらいために管理っていうのがなかなか今難しいところでございます。

では、この林道の管理はどうするのかと。開設した当時は要望によりまして進められたのではないかと考えていると思いますが、この場合、開設は行政が行いますが、管理については要望された受益者で行われるということで、そういうことで実施したものではないかと考えております。

しかしながら、受益者とか森林管理者の高齢化とか、後継者の所在不明など、管理が難しいというのも現状であります。

これで、今後、受益者と協議をしながらですね、町としてはやはり草刈り等も検討しなきゃならないと思っています。

それから、今、浜野議員がおっしゃいましたアスファルトの亀裂で地滑りの危険性についての関連というのは、大変難しいと思っておりますけど、お尋ねのとおり道路の亀裂が拡大して地滑りを起こす要因でもあるのではないかと考えておまして、拡大を防ぐようなですね、管理が必要であると思うところではありますが、こちらの状況をよく把握しながらですね、補修等に対応を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、佐々川の河川敷の草刈りについてということで、ボランティアでこの前実施され

たということで、大変有り難く我々も思っているわけでございます。この草刈りについては、今、県との協議の中でどうするのかというのは行っているわけでございますけど、やはり町としては、草刈りの面についても県と協議をしながらですね、どうするかというのは話し合いをしてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これは、県の管理の道路ということになりますので、そういうことで話し合いをしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

まず、最後に答弁なさいました佐々川の河川敷の草刈りの件なんですけども、堤防敷は県の管理です。わかるんですけども、前回のときも言いましたように、利用する方は町民の方がほとんどですね。だから、佐々町と県と一緒にやっていきましょうと言わない限りにおいて、県は予算がありませんとかという回答しかないわけですよ。それが、もう相当年数かかってしまうというようなことで、佐々町もやりますから県と一緒にやっていきましょうという姿勢を見せていかないと進まないんじゃないかと。一番、佐々のまちの中でですね、目立つところですから、たくさん国道も通り、県道のほうも道路があって車がたくさん通っていますので、そこを街灯を整備するなり、健康づくりのためにもやっていただければということで、前お願いをしておったところですけど、全然進んでないし、何もされないの、再生の会の方が見かねて草刈りをされたというような状況かと思っております。

それと、林道については、受益者との協議でっていうふうに言われてますけども、農道は受益者の方がされますけども、林道って受益者ってどなたが、林業でやっている町ではないので、なかなか難しいと思うんですよね。だから、せめてその年に 2 回ぐらいは刈っていただかないといけないんじゃないかという思いで質問させていただいたところなんです。

具体的に申し上げます。昨年度は農道や林道の維持管理費用を減額し、今年度は予算計上をされなかったわけです、先ほど言われた受益者でやっていただくという考え方ですので。建設課の作業班で対応されるのかなと思ってましたら、建設課は町道しかしないと、林道はしないということですね。現実にもそういうことになってます。それで草刈りをしないまま 1 年が過ぎようとしています。

草刈りはしてもらえないのかと住民の方から尋ねられました、担当窓口に行きましたら、対応しますとのことでした。具体的に申しますと、皿山公園から真竹谷ため池を通り、古川岳の登山道入り口までの町道は草刈りをされておりました。しかし、駐車場への進入路や駐車場、それに、志方町内に抜ける林道は草刈りをされずにそのままの状態で行ったので、質問をさせていただいたわけです。

また、林道大茂市瀬線には桜の木が植えられておりますが、雑木が大きくなり、桜が成長できない状況ですし、路肩の雑草や道路上の枯れ木など、普通車の通行が困難な状況ですが、今年度はそのままでもうされないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

課長が説明すると思ってたんですけど、真竹谷線の林道といいますか、あれはまず江里まで通じる道があるわけですね。あれは、桜の木が植えておまして、桜の木をめながら、前は

子供さんの通学路でもあったわけです。今はちょっともう通学路ではないわけでございますけど、そういうことで町として、それから、ボランティアで草刈りをお願いをしてやっていたんですけど。

それからもう一つは林道の真竹谷線で志方に抜ける林道ですね。あそこもやはり車の台数というのはなかなか把握する、少なかったということで町としてやらなかったんだらうと思っていますし、それから、林業関係で補助を受けてですね、労務というか、労務賃といいますが、そういうことで林業関係を雇っていたんですね。雇用していたんです。それが補助が打ち切りになりまして、それがしなかったということで、多分、それが継続できなかったの、今はやってないと思っています。そういうことで、町としまして現状を担当のほうに見せましてですね、やはりそういうことがあればですね、町としてやはり伐採等、それから通れるようにですね、検討をさせていただきたい、やらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

少なくとも通行ができるようにはするということですので、予算がないので非常に難しいかと思うんですけども、その雑木の伐採とかはですね。下の部分については通行ができるように、普通車が通行できるようにしていただきたいというふうに思います。

今、一般質問の中でですね、林道とか農道とか言ってますけど、私を含めましてですね、どこから町道なのか、林道なのか、農道なのかと、わかりません。町民の方はほとんどそうだと思うんですよ。県道とか国道はちゃんと表示がありますから、わかると思いますけども。ここは町道なのか、農道なのかというふうに思われている方が大部分だと思うんです。この道路は先日開催されました町内会長会でも要望されたとお聞きしましたが、江迎警察署の警察官も防犯や防災のために見回りをされております。バイクでは通れますけれども、パトカーでは行けませんので、対応すべきではないかということで申し添えておきます。

ここを2つの林道でお話ししましたが、ほかにも、志方、大茂、神田、木場など林道がありますので、今の体制で対応できないということであればですね、受益者ということに限らず、最低限2回ほどぐらいは町で草刈りをしていただかないと、いざというときに間に合わなくなってしまうと思いますので、作業班の嘱託職員を増やすなど、考えなければいけないというふうに思いますので、今後の対応を期待したいと思います。

回答はありますですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

先ほど町長が答弁しましたけれども、昨年の29年度の予算をおろしたのは、1月に草刈りの予算が執行しようとしておりましたので、とめました。林道や農道で一番厳しいのは、しないということではありませぬので、何か検討を、今後はしていかなないと厳しいと執行側も考えております。ただし、立木は勝手には切れませぬ。道路法上管理が必要な場合といえども、やはり所有者に何も言わずに木を伐採することはできません。

また、ちょうど境目で切ったとしてもすぐにまた切らなければならないもんですから、基本的には所有者と一度はその立木の管理について協議しなければ、町道も林道も農道もなかなか

今後整備、清掃は難しいんじゃないかなというふうに考えております。

町道におきまして、なかなか全路線、年に 1 回という草刈りもままならない状況でございますので、ここらあたり、林道、農道、町道につきましても、山間部の場合だろうと思っておりますので、できるだけどのようにして管理していけばいいのか。冬場は枝を切りますけど、雑草はどちらかといいますと 5 月から 10 月までというのが全国的な流れでございます。

そういった中で、今後、今、議員の指摘も受けて、前回、先般行われた町内会長会でも出ておりますので、今後どのように管理していこうかなということで、内部で協議したいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

佐々町には、GIS というのが、活気的なものがございます。道路に面したところの所有者はすぐわかると思いますので、御対応方。反対する方はほとんどいらっしやらないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に町民の健康づくりと介護予防事業についてお尋ねをしたいと思ひます。

介護予防、すいません、国内のですね、介護予防、高齢者生活支援分野において、「第 7 回健康寿命をのばそう！アワード」で最優秀賞を受賞されたと報告を受けました。平成 22 年から介護予防事業を進めてこられ、ボランティアの皆様のお協力、御理解があったことと、職員の将来を見据えた努力により今回の受賞につながったと思ひます。誠にめでたうござひます。

さて、介護予防事業は、おおむね 65 歳以上を対象されてはいますが、40 歳以上の方の健康づくりから始めれば健康寿命が延びるというふうにおもひます。今後の方針についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前、健康寿命アワードで表彰を受けたということで、これはボランティアの方々やいろいろな地域のボランティアの方々が、一生懸命佐々町のためにですね、御協力をいただいたということで、御理解をいただいたということで、今回の受賞につながったのではないかとおもうて、心から感謝を申し上げたいと思ひておひます。

先ほどお話がありましたように、今、40 歳以上の方の健康づくりを始めれば健康寿命が延びるということでござひまして、平均寿命と健康寿命というのはやはり 10 年ぐらひは差があると私どもは考えておひまして、その差を埋める、縮めるということが、やはり医療とか介護費用削減とか介護費用の削減ですか。そういう家族の負担軽減につながるということで、やはりいつまでも元気で生き生きと過ごすためということで健康寿命を延ばすことが大切ではないかとおもうておひます。これは、我々の究極の町としての目標でござひまして、やはり生き生きと過ごすということは大変素晴らしいことではないかとおもうておひます。

やはり介護等を必要とする状態というのは、やはり身体活動や運動不足、不適切な食生活などの生活習慣の積み重なりがやはりリスクを高めるということで、やはり若いころから先ほど申されましたように、生活習慣を見直すというのは将来の病気とか介護のリスクを減らすということで大変重要なことではないかとおもうておひます。

40歳、50歳の働き盛りの世代というのは、やはり少しずつ自分の健康にも関心が高まるわけでございまして、やはり健康づくりに取り組まれている方々も中にはおられるわけでございまして、それから仕事とか子育てとか、介護など、自分以外のことが優先になるという多忙な世代でもあるわけでございます。健康づくりに取り組みたいという意思はあってもですね、やはり時間等がないとか、家族の用事が優先するとか、取組に至らない現状というのがあるようでございまして、やはり18歳から64歳までの人では、1日60分元気に体を動かすということが勧められておりまして、その中に運動が含まれるのが効果的であると言われてはいますが、健康づくりのためには運動だけではなくてですね、掃除とか通勤、買い物などの日常生活の中で身体活動も重要であるということで、体を動かすということが意識を高めるということが、広報紙とかチラシを通してですね、健康運動指導士などの専門家によります、体を動かすということが普及活動といいますか、そういうことをやはり体を動かすということにですね、普及啓発を図りたいと、町としては考えているところでございます。

次に、40歳、50歳の方々が将来に向けた自分自身の健康づくりについて考えるということで、それぞれですね、生活スタイルの中で、好きな時間といいますか、そういうのをやっぱり活用して取組につながるようなですね、情報提供とか、実践の場を提供しなきゃならないんじゃないかと考えております。

今より10分多く体を動かすとかで、健康寿命を延ばすことが言われておりますことから、プラス10、プラス10ですか、から始める健康づくりとして、健康寿命を延ばすために、今より10分体を動かすとか、そういう呼びかけをしていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますし、どちらにしても、長崎県の目標であります健康寿命を延ばすということがやはり我々もそういうことで、今、100歳の時代と言われておりますので、やっていきたいと思っております。

具体的にすき間時間を、運動を始めるというのは環境整備がまず必要でございまして、やはり民間事業者の方と連携したですね、健康づくりのプログラムといいますか、提供しながらですね、専門家によります、具体的な運動の指導と実践を通して、やはり自分自身が効果を確認しなければ、やはり運動の習慣化にはならないと思っておりますので、そういう運動の習慣化につなげていかなきゃならないと考えています。

それから、例年、浜野議員も御存じのとおり、3月に開催しております、ウォーキングイベントですね、さざさわやウォーキングとかミニ食育フェアにつきまして、やはり身近に健康づくりっていうのを体験する機会として、子供から高齢者の方まで御家族とか友人でですね、一緒になって多世代の参加がありますので、そういう健康づくりの意識を高めながら、またそれに取り組むきっかけになっているためにも、今後、これを継続していかなきゃならないと考えております。

あわせて、やはり社会教育分野っていいですか、町内会行事っていうのが、イベントがたくさんあります。それも連携しながらですね、本年度作成しましたウォーキングマップの配付などを通してですね、健康づくりっていうのを広く周知していく必要があるのではないかと考えています。

まあ、いろいろこうあるわけでございますけど、40歳、50歳代に限らずですね、65歳以上の方も含めた幅広い年代でですね、健康寿命の延伸を目的としまして、町内会ごとのやはり既存の地区、組織団体とか婦人会などがありますので、そういう集まりの場ですね、町としまして出前講座等を開催しながらですね、健康づくりについて普及活動といいますか、それから栄養指導ということを行って事業を展開しながらですね、やはり後期高齢者におけますフレイルへの移行っていうのをですね、なるべく予防したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

前向きな答弁で誠にありがとうございます。今後も期待したいと思います。

一応、私も調べてまいりましたので、先進事例等を参考にさせていただければと思いますけども。

静岡県は、お茶うがいで虫歯が少ない県ということで有名ですが、その静岡県健康長寿プログラム、ふじ33プログラムの報告書では、運動と栄養をとることで何もしない方よりも死亡率は約30%減少し、運動と栄養に加え、社会参加することで死亡率が約50%減少したという事例があります。この事業は、3人1組で3か月間健康づくりを実践する取組ということで、終了後のアンケートでは、1人だったら無理だったのかもしれないけども、3人で実践したことがよかったというのが出ております。

それから、私は先般、滋賀に研修に行かせていただいたんですけども、健康寿命を延ばすには、運動スポーツ、食事、栄養、それが一般的に言われてます。町長もウォーキングとかと言われていんですけども、それに加えてですね、筋肉を増やすっていうことが大切だそうです。筋肉を増やすことによって認知症も防げるっていうか、遅くなるということを大学の先生がおっしゃっていました。

そこで提案ですけども、きのうのテレビ放映で四股を踏むトレーニングというのが、放送がありましたのはごらんになられたかと思いますが、股関節を痛めている方は結構いらっしゃるということで、それを治すために四股を踏むというのが効果的だというふうにあっております。

40歳以上の方を対象にですね、筋肉量を増やそうプロジェクトみたいな取組をされたらどうかということで、そうすることによって超高齢化時代でも介護予防事業の対象者がいくらか抑えられるというふうに思います。

関係の職員の方、それから健康づくり推進委員さんなどで研究をしていただければというふうに思います。

ちょっと長くなりますけれども、もう前向きに検討されたので、こちらからずっと言いますけども。

介護予防事業についてもですね、当時、平成22年ですけども、本町の介護保険料が長崎県内で一番高かったわけですね。何かをせざるを得ない状況にあったわけで、担当の職員である地域包括支援センターと住民福祉課は10年後を見据えてですね、成果が出ればうれしい、行動をしてみようという思いで、ボランティアの方々のお力をお借りして、実践してこられたと聞いております。それが、7年で随分順位を半分以下に長崎県内で下げております。成果が出たわけですので、全国表彰になったというふうに思っております。そこで健康づくり班だけでは無理ならば、教育委員会と共催で実施するなどしてはと前々から言っております。

例えば、スポーツ推進委員さんが10月の13日にですね、インボディ&ニュースポーツ教室を実施されましたが、その中には体力テストがありました。この事業とタイアップするなどして、また、大学にも協力をいただき、実践と効果について検証してはどうですかということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

町長から何か一言ありますか。

時間がですね、ちょっと押しております、私の配分からすると。

その次にもう進ませていただきたいと思います。

ふるさと納税の実績とPR方法についてお尋ねをしたいと思います。

ふるさと納税の寄付金につきまして、平成30年度当初1,000万円だった予算が、9月の補正

予算で7,000万円の大幅な増額をされましたが、現在の寄附金の状況、また、佐々町出身など関係が深い方等の統計について過去の状況をお尋ねします。

また、他市町村では寄附金の争奪戦になり、過度な返礼品はよくないということで、総務省が基準づくりをされましたので、減少していくのではないかと心配しております。

そこで、過去の周知方法は、広報紙やホームページ等でPRをされたと思いますが、具体的な説明と今度はどのように取り組んでいこうとお考えなのかお尋ねをします。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ふるさと納税の実績とPR方法についてということで御質問がありました。現在の寄附額の状況としましては、平成30年12月14日の時点でございますけど、5,488万5,000円となっております。今現在、まだはっきりしたことはわかりませんが、そういうことになっております。

一応、平成30年度現在、また、ちょっと増えておまして、6,334万1,000円が最新の、すいません、6,334万1,000円ということで、1,380件あっております。

佐々町の出身者との関係性についてということでお話がありました。これは、寄附者から寄附をいただいた際にですね、現住所を把握できるのでございますけど、過去の住所とかその寄附者の佐々町の関係性というのは、情報を取得することができないということで、なかなか統計の基礎情報ということがなかなか難しいといった状況でございます。しかし、町の出身者とか、広く長崎県出身者などに焦点を置いて、ふるさと納税のアピールをする今、取組というのは行っている現状でございます。

周知の方法につきましてお話がありましたけど、平成29年の8月号、平成30年の4月号の広報さざでふるさと納税の詳細を、説明を掲載しているわけでございます。ホームページでは今年度の9月にリニューアルを行っておりますが、ホームページトップの画面に、一番目立つところにふるさと納税の周知広告というのを掲載しているわけでございます。

また、トップ画面の下段にふるさと納税サイトというもののバナーを掲載しながらですね、佐々町のふるさと納税サイトへアクセスしやすいような環境といたしますか、そういうのを構築しておるわけでございます。

昨年度につきましては、富裕層に向け雑誌に広告を掲載したほか、今年度、長崎、東京の日本橋にありますアンテナショップの日本橋長崎館、長崎県が出しています、にカタログを200部設置して、置いておまして、長崎県人会の事務局にもお願いしながらですね、長崎県人会の総会でカタログを配布させていただいておる次第でございます。

また、東京、名古屋、福岡で開催されました移住相談会では、来場者にふるさと納税のパンフレットを配布して周知活動を行っております。今年度はふるさと納税のポータルサイトを新しく楽天でもオープンをさせまして、その中でも商品が目立つようにですね、サイト内の広告を行いながら、行って、寄附額、寄附の増額の取組を行っている現状でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございました。ということは、過去最高の金額ということですね。平成27年度が

5,400万強でしたから、去年は1,020万4,000円、28年度は1,617万2,000円ということですので、非常に伸びているわけですので、一生懸命、職員の方がされた結果なのかなというふうに思っております。

予算にはまだまだ到達はしていないようですけども、頑張ってくださいたいというふうに思います。12月7日、8日の長崎新聞では、ふるさと納税で有名な平戸市でも苦勞されているという記事が載っていました。4割程度しか行っていないと、前年のですね。そういう状況でございます。

1つ問題点がまた新聞に載ってございましたけれども、質問ですけども。

ふるさと納税の偽サイトが最近、全国で30自治体はもう見つかっておるようです。12月14日現在で県内で6つの市町で偽サイトが見つかりました。

全国で被害に遭われた方もおられるということなんですけども、佐々町はそのようなことはなかったのか、また、現在、全国91自治体が過度な返礼品を送っておりますけども、本町はその中に該当していないということで間違いないか、お尋ねをしたいと思います。2点、すみません、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

今、議員からお話がありました、偽サイトにつきまして、おっしゃるとおり12月6日の新聞報道がございまして、長崎県内で2市4町がそのにせサイトの被害を受けているということでございまして、佐々町は、現在のところ、そういった被害は、問題は起きていないということでございます。

12月7日に佐々町のホームページにふるさと納税の詐欺サイトに御注意くださいという掲載もしております。

同日で県の総務部、税務課のほうから偽サイトへの対応について文書の通知がございまして、12月6日以降、職員が佐々町の商品が偽サイトに掲載されていないか、朝、昼、夕方、インターネット上で確認をしている状況でございます。

あと、返礼品につきましては、総務省のほうからその寄附額に対して3割という基準が示されておまして、佐々町についてはその3割以内ということで対応しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

ひと安心ですけども、一応、そういうふうに注視していただければというふうに。

前ホームページで2行同じ見出しが上がってましたんで、1つは削除したほうがいいかなと思います。「偽サイトに注意」というもの。

寄附をしていただいている方は、町長が回答していただいた内容は、本町に関係が深い方が税法上の目的で寄附をしていただいたり、返礼品を期待したり、本町の発展のためだったりというふうに思っております。本当にありがとうございます。

先日、県外の知人から言われたんですけども、ふるさと納税のPRをされているのかということで、ホームページ等はしてるんですけどもというふうな話をしたんですけど、その方は、封書等でですね、佐々町出身の方に、過去と現在の佐々町の写真、比較した写真とかを送った

らもっと関心を持っていただけるのではないかということをおっしゃったものですから、今回の質問をさせていただいたんです。

そこで提案なんですけども、佐々に住まわれた方は把握できますけども、その中からやっぱり亡くなられた方とかいらっしゃるので、全員には出せないというふうに思います。

考えてみたんですけども、1つの手法としてですね、来年は介護認定者の保護者の欄に連絡先が書いてありまして、県外の方の連絡の方に送ってみてはどうかなど。1つの提案ですよ。まあ、されるかどうかはわかりませんが、そういうような全国的にふるさと納税についてですね、競争になっているので、やはり佐々町をPRすることもやっぱりこう必要かなというふうに思います。

次の項目に移ります。最後の項目です。

西九州させば広域都市圏連携事業についてお尋ねをします。

11月14日になって議会に示されたクルーズ船入港体制整備、それと、総合型リゾート誘致推進等について、質問書を書いた時点では事業の内容の個票はなかったんです。項目と概要だけでした。それをよしとされて、今回上程されるというふうに思いますので、その理由をお尋ねしたかったということで、質問書を書いております。

状況は変わってきたと思います。少しその後、全員協議会があり、説明は少しされました。

また、本町が抱える問題は追加を認められないまま、佐世保市さんの4項目が追加をされましたが、費用の負担はないとのことですが、例えば、クルーズ船が入港や出港のときの歓迎行事や見送行事などの動員について、職員や職員OB、各種団体の協力など、連携することによって負担が生じないものかお尋ねをします。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ちょっとクルーズ船のことについては、担当から答えさせていただきたいと思います。

全体的なことではございますけど、4項目が11月14日の全員協議会のほうで、項目と概要の資料によりまして説明を、佐世保市から提供をいただいております。しかしながら、この4項目の事業というのが、西九州させば広域都市圏の魅力を高めるということで、圏域の人口減少を抑制する効果を高めるのではないかとということで、重要事業であると、町としまして思っていて、佐世保市からも参画の協力が求められるということでもありますので、佐々町としても協力すべきではないかと考えまして、項目と概要の資料を提供したものであります。

その後、佐世保市より少し具体的な資料が提供されたために、12月12日の全員協議会で御説明したものではございまして、クルーズ船の入港体制の整備、それから統合型リゾート誘致推進、名切地区の再整備、俵ヶ浦半島の開発などの4つの事業が今回追加されたものでございますが、いずれも佐世保市が予算の措置するものでございまして、佐々町を含む周辺自治体について、予算の面の負担とか事務負担は生じないというものでございまして、この事業によりまして、佐世保市の中心部の都市機能の整備が図られるということで、佐々町を含む西九州させば広域都市圏の魅力を高めながら、地域の活性化とか、経済波及効果につながるものと期待できるということで、我々としては、連携事業に参画をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

先ほど御質問をいただきましたクルーズ船は、入港における歓迎動員等の事務の負担等が生じないのかという御質問につきましては、佐世保市のほうからは事務の負担というのは基本的にはないと。先ほど町長も答弁されたとおりなんですけども、可能な範囲でPR等を行っていただければということだけでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

そうでしょうかね。事務負担っていう形ではないかもしれませんが、先ほど事例を挙げて説明したことについては、回答はなかったと思います。

昨年の9月5日の資料にはですね、連携市町の役割としてIR誘致活動に参画するとなっているんです。それで、最近の資料では、IR誘致に対する協力というふうに記載されております。また、連携協約書の中の3ページに書いてあります乙、佐々町ですね、の役割です。ほとんどの項目については「甲と協力して取り組む」となっておりますが、追加された4項目は「全て甲の取組に対し協力する」となっております。言葉の意味合いとしては、命令的で協議の余地なしということではありませんか。

中枢中核都市、つまり、佐世保市が中心になり、東京圏への人口流出を抑え、周辺自治体を含めた圏域全体の活力を維持し、人口減少対策として連携事業を協議してきましたが、それぞれの自治体の課題が違う中で、最近ほとんどが佐世保市さんのために連携するような項目追加の提案がありました。それも4項目とも重点事業となっていますし、さらに、連携事業の担当窓口である政策経営課の事業ばかりです。作為的でないことを願います。

佐々町は、ごみ処理問題が優先課題と思いますが、今回の追加項目になぜ入れることができなかったか、非常に疑問です。この連携事業は各自治体の意思を尊重し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る目的であったと思います。

そこで、総務理事に質問しますけども。

第7回の幹事会が平成30年10月4日に開催され、西九州させぼ広域都市圏ビジョン（案）はそのとき提示をされていましたが、11月14日の議会全員協議会の折に配付しないで、12月12日の最終段階で配付されたのか。85ページにも及ぶ資料を事前配付ではなく、当日配付されたのかもお尋ねをしたいと思います。なぜでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

申し訳ございません。10月4日の首長が出席する協議会でビジョンの案が提示されて、それで11月14日の全員協議会では提示しなかったということについては、申し訳ないと思っております。

11月14日の全員協議会につきましては、今回この4項目が増えたということを説明したいという趣旨で提示しなかったということで、何か意図があったわけではございません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

それならわかりましたけれども、この件についてはですね、本日の定例議会終了後に全員協議会が開催されますけれども、執行はですね、昨年9月にですね、ことしの10月までに結論を出す予定っていうことで説明があっているんですよ。それをまたきょうまで延びる。前回の9月定例会での一般質問でも言いましたけど、大事な案件なのに報告が遅いと思うんですよ。し尿処理を連携で追加項目にさせていただきましたけども、今は処理する能力がないということで、協議項目から削除されました。本町は前処理施設の建設ということになりました。

一方、佐々クリーンセンターは、平成8年3月で完成しましたけども、完成してからもう20年以上経過しておるわけです。もう耐用年数過ぎているわけですね。15年ないし20年ですから、現在は耐用年数を過ぎて、長寿命化で何とか稼働させている状況ですよ。いつ故障するかわからない状況なんです。5年後に連携協議するようなことでは、非常に心配でございます。

そこで質問ですけども、10月11日に首長会議、首長会議があっているようですが、古庄町長は、ごみ処理の連携について、佐世保市さんに正式に申し入れたのかどうかをお尋ねしたいと思います。申し入れられたのであれば、あすまで結構ですので、議事録を提出していただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

このごみ処理につきましては、一番真っ先の連携協議の中で、佐々町の課題ということで、発言をさせていただいてます。これは、昨年一番真っ先、第1回ですね、そのときに私と、初め小値賀町長がお話があったと思います。それから、私もその後発言をいたしました。ごみ処理の問題が佐々町では一番懸念する、懸案する課題でございますので、よろしく願いますということで、お話をさせていただいたと思っております。議事録は残っていると思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

私が聞いたのは、10月の11日にあった、先日の話ですよ。最初に言われたのは、協議項目に入っているから言われたというのはわかっています。その後、外されてますよねっていうことまで、5年後に協議するっていうことを言われてるじゃないですか。今、入っていないですよ、協議項目から。

だから、その10月11日に首長会議があったときに、なぜ、ごみ処理の問題を入れないのかって、それは総務理事が要望しましたって、会議の中では言いましたっていう報告がありましたけども、町長が言われたかどうかかわからないので質問しているわけです。10月11日の件です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

10月11日に私は言っていない。これは、その前に幹事会のほうで長期の検討事業ということで、この前言いましたように、社会情勢に則した一般廃棄物についてあり方を検討するという、5年後の検討をするということで、そういうことで、もうそのときには決定、決まっておりますので、そこの中でそうせざるを得ないのかなということで、お話をしたということでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

そしたら、12月の12日に、議会の全員協議会を開いたときに、議員さんのほとんどが入るべきではないかという話でしたよね。佐世保の4項目は外していただければということの意見が多かったと思うんですね。その後は、町長は言われてないということで、それで入っていないということですね。佐々の一番課題って、最初言われたですたい。一番の課題って。それを入れずにしてですよ、佐世保の協力だけするっていうような話になるんですかっていうことです。それで連携って言えるんですかということをお聞きしているわけです。

では、最後に、時間がなくなってしまうので、確認なんですけども、カジノができればですね、リスクを伴います。これは御存じだと思います。カジノによる犯罪、ギャンブル依存症、青少年への悪影響、周辺環境への悪影響が考えられます。一方では、国と自治体に売り上げの30%が収入となってきます。それと、雇用者が増えたりするっていうメリットもあります。

11月14日の議会全員協議会で、カジノを含む統合型リゾート施設の誘致について、賛成の立場ですかということで、私じゃないほかの議員さんから質問がありましたが、回答はありませんでした。

確認なんですけども、今回、西九州させば広域都市圏の連携協約を議案として上程されるのでから、カジノを含むIR誘致に賛成の立場だということで理解してよろしいかお尋ねをします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

1つは、先ほどお話ししましたように、私どもは、させば広域圏といいますか、広域圏、都市圏には入らなければならないと思っています。これは皆さんも御存じのとおり、佐々町は今、火葬場事業とか、それから消防、それから病院事業、それからそういうことで今、佐世保と広域圏を組んでいるわけでございます。

そういう流れもありますし、やはり佐世保市さんと連携を組みながら、全体的な圏域の人口を減らさないようなですね、一緒になって仕組みをよく考えていかなきゃならないということで、私はこの事業に参加させていただきたいということで――

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってください。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

町長が連携していきたいというのは、上程されているからわかります。カジノに賛成の立場

なんですかって、そこだけ聞いて今はいますけども。どうぞお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、4項目がありましたので、カジノだけに賛成するのではなくて、4項目について賛成したいということをお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）
どうもかみ合わないといえますか、4項目を賛成ならカジノも賛成ということで捉えていいんですかという質問のつもりでしたけども、そういうふうに理解していいんですよねっていうことです。

要するにですね、もうこの4項目は全て、先ほど申し上げましたように、甲の取組に、佐世保市の取組に対し協力するですから、佐世保市が決めたことに対して協力をしていかなければならない義務ですよ、この言葉っていうのは。協約ですね、連携協約の中には、そういうふうになってるわけですから。だから、何も言えないわけですよ、佐々町からしたら、佐世保が決めたことだから、佐々は協力しなさいということを書いてありますから。この文章を見たときに、そういうふうに私はとりますので、義務的になっていくんだなというふうにとりましたから、ああ、佐世保市がカジノについて、町長も国と一緒に行ってくださいって言われれば行かないといけないわけですよ。今、佐世保市さんと長崎さんが、率先して誘致したいというふうに言われておりますけども、それに対してほかの11市町は協力せんばいかんわけですよ、この協定によって、そういうことを言ってるわけですよ。もうそういうふうに関心取っていらっしやるっていうことならいいです。間違いないですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
連携協議に入っている中で、協力しないということはないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）
わかりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
終わりですか。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

はい、ここで終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2 番、浜野亘議員の一般質問を終わります。
3 時 5 分まで暫時休憩といたします。

（15時00分 休憩）

（15時05分 再開）

— 日程第 6 一般質問（川副善敬議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、9 番、川副善敬議員の発言を許可します。
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

質問通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず、1 点目は、観光行政についてお尋ねをいたします。

今後の町の観光の方針と施策について、具体的な方針をお尋ねいたします。

現在は、本町は、佐々川を中心にジョギングフェスティバルなどにあわせて、シロウオ祭り、町内食べ歩きグランプリ、皿山の菖蒲祭り、真竹谷の三大花祭りなどを基本として、佐々川を軸にして観光行政を行っておりますが、今後、どのような形で観光行政を進めていかれるのか、その方針と施策についてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

観光行政についてということで、今後の町の観光方針と施策ということで、御質疑がっております。

本町の観光というのは、先ほどお話がありましたように、佐々川を中心とした自然と、それから皿山の窯に代表されるような歴史、文化とかを目玉としながらですね、イベントとか事業を進めてまいったわけでございます。

中でも、桜づつみ遊歩道の河津桜と、それから古川の真竹谷広場のしだれ桜、皿山公園の花菖蒲などにスポットを当てまして、三大花祭りということで、住民の皆様とともに盛り上げてまいりました。

しかし、地域の祭りというのが、側面が強かった佐々町の観光というのも、今後は、やはり佐世保市に寄港する大型客船の外国人の観光客とか、それから、先日世界遺産に登録されました平戸市の潜伏キリシタン関連の遺産へ向かう観光客が、佐々町にもですね、立ち寄られることがやはり想定されますので、やはり環境整備とか佐々町の PR の仕方というのも、今後、工夫が必要になると考えておるわけでございます。

これからの観光を行っていくために、やはり連携中枢都市圏では、圏域の市町と協力しながら、観光客の流れとかニーズを探る調査を、平成31年度よりやらなきゃならないと考えており

まして、今後は、三大花祭りを中心にですね、調査で得られたデータをやはり活用しながら、商工会の皆様と観光協会、住民の皆様と協力をしながらですね、観光行政というのを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

今、佐世保市と平戸などの大きな観光目的を言われましたけれども、まずその前に、自分の佐々町の足元を見直す必要があるんじゃないでしょうか。

といいますのは、この総合計画の中には、皿山と体験農園を中心にして佐々町の観光を推進すると書いてあります。そしてまた、この総合計画の中にはですね、まち・ひと・しごと創生の総合戦略、名前は格好いいですけど、書いてありますけれども、農業体験施設の活性化ということで、観光は皿山と農業体験施設と総合計画に書いてありますね、6次総合計画、これが基本です。

それから、この、まち・ひとづくりにおいても、この体験施設の活性化ということで、目標、宿泊2,000人、1万5,600人日帰りと書いてあります。皿山にも、これを民間を生かした飲食機能と書いてあって、売り上げも1億と書いてありますけれども、ただ、皿山の物産館の皆様、いろんな形の努力をされておるとは思いますが、やはり町が、設備、施設の整備の見直し並びにイベントの見直しをしてやらなければいけないんじゃないかと思えます。

そういう意味においてはですね、この前の子ども議会においても、皿山で1日楽しい、遊べる遊具、そういうものを新しくしてもらいたいという意見がありました。

だからそういう、今さっき言った、町長が大きなその中枢連携都市を通すために、ここを大きく言っているのかもしれないけれども、それより、私は、まず足元を見直してと。

といいますのはね、私は先日の日曜日に、一昨日か、体験農園に行きました。車で行きました。立派な佐々町から見えますね。しかし、ツバキが咲いていますけどね、ツタが全部入り口から覆って、それから、あそこの芝生のところから見られるけれども、全部あそこのツバキが咲いてるけれども、ツタカズラで全部もう、何ていいますか、雑草のように、雑草が絡んで、もう何も、ツバキの花がところどころ出ます。

しかしながら、貸し農園はきれいに整備されております。

そしてその後、私はトイレでも借りたいと思って行ったら、閉まっておりました。そして、「ただいま外出中」という、電気、全部消えてる。

これで、よそからハイキングでも何でも、幸いおとといはね、雨が降ったから仕方ないけども、これで幸いね、よそから来るんでしょうかね、ハイキングとか何とか。きちっとした態勢を整えなければ。

そして、今、町長が答えたように、皿山の窯体験とかね、そういうものは私は評価します。非常に文化的なあれで、町外からも来ていますんでね。

それで、もう一度ね、観光行政を見直す必要がある。というのは、観光情報センター、あとの観光協会の件と重複するかもしれませんが、ここですとね、私は情報センターに今まで3回行きました、近ごろ。そしたら、これが置いてありましたけどね、2通、これに従って私は佐々をめぐったんですね。2通だけしかないです、佐々町のは。松浦、平戸はいっぱいありますよ。そして、切符売って、テレビではね、放映しとるだけど。

だから、私は、ここはもう、観光情報センターやなくしてね、バスセンターですよ、あそこ。

そういう意味においてね、私はもう一度ね、この観光行政をね、見直して、皿山と、6次総

合計画の中にも後期計画に入っておるんですね、これね。

そして、なるほど、三大花祭りはね、しだれ桜はよそにないすばらしいものですから、花祭りは私はいいと思う、成功していると思いますね。

そういう意味において、この総合計画の中に上げてあるものですからね、皿山とか体験農園とか。だから、ここら辺の、今、町長が言ったように、クルーズ船から来て泊まるようになって、観光客が、まず平戸に行くお客さんが泊まる。まず、泊まるための受け皿の整備が要るんじゃないですか。観光行政のもう一回、見直しが必要じゃないですかね。その点についてはどう思われますか。総合計画の中に入ってますよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

真竹でも言った、皿山の公園については、今、先ほど遊具施設等の関係につきましては、今、整備を行っているところでございまして、これについてはできると思っております。

それから、もう一つの農業体験施設というのが、今、体験農園で、農業体験施設をこの前、産炭で整備を行っているわけでございますけど、なかなかお客さんも来ないということで、これについては、やはり全体的な見直しいますか、いろいろなアイデアが出ておまして、ほかの施設にも流用できないかということもあるし、合宿所でも利用できないかと。

先ほど、キャンプ場にツバキの花が生い茂ってるということで、これは、担当課のほうにもよく言って、そこら辺はよくやらなきゃならないと思っておりますので、どちらにしましても、先ほどお話がありましたように、観光行政というのをどうやるのかというのは、なかなか難しいわけでございます。

これをずっと前から、佐々町の観光というのは、一体何が一番の観光かと。今、桜と佐々川ですね、それから皿山関係でやっています、なかなか佐々町のこれといった大きな観光はないわけでございます。

それで、先ほど私が言いましたように、やはりこういう広域連携というのをするとき、一緒になってですね、佐々町も参加しながらやらなきゃならないんじゃないかと思っておりますし、やはりそういう観光行政についての基礎的な見直しも、十分、今御指摘があったようにやらなきゃならないと思って、そういうことを、全体的な見直しというのもやっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

皿山を整備するという事は、皿山特産品販売所も活性化するという事で、あそこの売り上げも悩んでおりますんでね、あそこにお客さんが増えれば、販売高も増えるというような相乗効果が出ます。そういうことをよく考えて、私は、逆にこの基本構想の中に上げてあるんじゃないかと思っているんですけどね。

それから、私は、産炭地の金を投資していると言いましたけども、あのときは、今までの学童農園という農業体験施設というのが、学童農園という名前がもうふさわしくなくなって、そして、県の産炭地振興基金ですか、5,000万あって、それに3,000万加えて、短大やったですか、九州、そこの調理学科か何かに来てもらってするということだったんですね。

そして、そういう新しい試みをして、体験農園を加えてまでしても、やはり管理が行き届い

ていないということと、もう一つは、やはりもう一度投資をするのが、後でこの件については考えが有りますんでいいですけど、そういう中で、基本的にやっぱりこれだけ投資をして、もうどうするのかを考えんばいかんですね。どうするのかというのは後で言いますが、後で、その点は観光協会に関係があるんで、その件で言いたいと思います。

そういう意味において、これはですね、もう一点、イベントにおいても皿山は、皿山炎上というのを昔やりましたね、文化会館の講演会とか何とか。DVDもできておりますし、そういうのをやって、文化会館で講演し、あっちこっちでやりました。そういうソフト面で、地域の文化を出すということも、もう一度見直すべきじゃないかと、私は思っています。

だから、花祭りは、そういう点は評価いたします。せっかくあそこ、皿山しだれ桜もありますし、もう一度これは基本構想に上げてありますんでね、もう一度見直していただきたいと思います。体験農園も一緒です。

観光協会の件に移ります。よかですか。

観光協会の件ですけれどもね、観光協会が、今まで商工会の中に事務局を置いて観光協会をしていたと。しかし、町が、町外から観光客を、今町長が言うたように、たくさん呼び込むんだという政策に伴いまして、佐々町観光協会としては、今まで地域振興の夏祭りとかいろいろやっておりましたけれども、そういう大きなことになれば、とてもこれは、佐々町商工会の中の観光協会では引き受けることはできないと。

また、観光情報センターにおいては、あそこの人件費いろいろ等は、商工会以外の事務であるんで、指導員と、あそこの商工会指導員といいますのは、観光協会、事務をしていますけれども、県の職員ですから、人件費は全部県から出ておりますからね。商工会の、ちなみに商工会の役割は、地域振興事業と経営改善普及事業といまして、経営改善普及事業は福利厚生、融資、労働保険、雇用保険とかそういうもので、地域振興というのは、地域の発展のためにする。だから、地域の発展のためにするのだから、観光協会をつくってやってたんですね。

それで、職員は、そっちの経営改善普及をやりますんで、全然、全然と言うたらおかしいですけども、地域振興事業は会員がやるべき事業なんです。それで観光協会をつくっておる。

それで、観光情報センターを渡しましたけれども、そしてその後、この観光協会の運営状況を見ました。それで、なぜこの観光協会について私が今言う、観光協会は民間の人がつくった団体ですけども、そういう経過を踏まえて、今度は産業経済課が、課長が事務局長となり、職員が事務局を兼ねておりますね。

その中で、このまづもって、この総会資料を見えます。そうするとですね、これはもう課長に確認してもらいましたけど、27年度はね、3号議案の改正議案で、予算、会費の、ちょっと待ってくださいね。27年度は、観光協会会則のね、改正の承認を求める件で、第5条に第2項を追加してですね、本会に入会する者は、入会申込書に会費を添えて会長に提出しなければならないって書いてあるんですね。それでも、予算をね、1口1,000円ってしとるのにね、上げてない、全然ね、観光協会。

それから、その後の39回もね、本来前年度の会則改正で、予算は、会費は1,000円取るってしとるのに、これは取っていないんですね。1,000円払うことに、会員は会費を払わなければならないって書いてある。申込書も添えて。

そして、40回総会、平成29年も予算、決算ともゼロです。ここは、わざわざ新たに法人の会費5,000円の追加議案を出してね、可決しているのに取ってない。

どうして僕が言うかっていったら、ここの、観光協会の事務局として指導する立場にありながらですね、所管課として会則に違反しながら、なぜ、そういう運営をさせるのか。きちっとさせて、補助金を観光協会に出すのが本当じゃないですかね。そこら辺はどうなんですかね。この指導監督はどうなんですか、所管課として。こういう会則に違反して運営させて、そして、事務局長が産業経済課長、事務局ももう1人産業経済。

ほかに事務局として、商工会も入っておりましたね、職員が、これは言うときます。しかしながら、これをどうして監督指導、所管課としてこういうことをさせて、そこに毎年50万の補助金。あとの大きな事業については、この答弁をいただいてから、また質問します。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

議員御指摘のとおりですね、産業経済課長で、当協会の事務局のほうを担っていたわけですが、おっしゃるとおり指導という立場ではある中でですね、そういった会則のところは見抜けなかったというところは、大変申し訳なく思っておりますが、今後につきましても、指導ができるように、まだ事務局のほうを担っておりますので、進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

あなたを責めてる、前代の課長を責めとるんじゃないんですよ。歴代としては、あい中では、産業経済課は、零細企業、小規模事業者のね、融資制度をつくったりして努力されておることも評価をします。

しかしながら、これはね、余りね、指導監督のね、所管課としてはね、ひどい。そいで、私は、これを改めるために、観光協会長も来ましたよ、私に。私にある程度、言っただけか知らんけれども、私も後の部分で言いますけども、組織のね、いろいろ観光協会の行き方についても話し合いましたけども、こういうことはね、今後しますじゃいかんのじゃないですか、町長。責任どうするんですか、こういうのは。事務局ですよ、産業経済課が。局長ですよ。まして専門の、いろいろな条例とか規則、要綱をね、つくる、また管理する町が、補助金を出しよる団体へのね、チェックをこういうふうにできんということはね、どういうことですか。

それは、今後注意しますというのはね、よかでしょうけども、どこに原因があったんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

平成25年ですか、当時、私、産業経済課長で、今、議員がおっしゃるように、商工会が事務局を受けることができないという申し出があつて、佐々町も、補助金の交付団体の事務局はなることができないということで、しばらく調整するようになりました。

そのときの課題としまして、佐々町の観光協会、もう夏祭りはもう独立しておりまして、シロウオ祭りも別の補助金で、中部商工会ですか、がやっております、観光協会じゃあ何をするかというふうなことで、自主財源の獲得と観光協会がどのようにやっていくかということで、それを決めるまでの間は、じゃあ役場が事務局を、本当は役場が事務局を受けることは、補助金の交付団体ですからできなかったんですけど、どこもなり手がなかったということがあつて、それではしますということで、あり方の検討会ということで、最低限度の視察や研修はしましよと。観光協会、今からどうやっていしましよかというふうなことで、最低限度の50万の補助金を付けまして、使わなければ町に戻しておりました。

そのとき、観光協会の会計事務と、観光情報センターの会計事務は、課の職員にはやらせておりません。私が時間外で、昼休みとか時間外に全てやっておりました。

そういったことでございますので、27年の改正が、どういったことで改正になったかわかりませんが、事業を実施しない以上は、会員の皆様から会費は取れないでしょうということで、総会のときの飲み方も自粛しまして、やったという記憶がございます。

実際、そのようなことで、役場が商工会から事務局を受けたのは、仕方なしに受けましたし、当時から既に、当初、観光協会が主でやっておりました夏祭りは、商工会の青年部を主体とした実行委員会がやっておりましたし、シロウオ祭りにつきましては、町が県の補助金と一緒に補助金をもらいまして、補助金を出して、中部、それは、商工会の中央地区のほうがやって——（川副議員「わかっとる。わかっとる。私は結論ば言いよると。なぜ、そういうことをしたかって、今言いよるけども。」）そこは私——

議 長（淡田 邦夫 君）

簡潔にお願いします。
事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

そこ、25年当時のお話、事務局を引き受けたときのお話をさせていただきました。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

あのですね、25年と26年は問題なかったんですよ、そういう意味でね。それで、何も事業しないのに会費を取らないという、今、答弁やったけど、事業をしないどころかさ、平成28年度はさ、4項目の事業、地方創生加速化交付金事業ね、それに単独のまち歩きイベント、これ3,500万ですよ、予算全部で。何もしないじゃなして、こういう事業をしてるじゃないの。ねえ、言い方は悪いけど、隠れ蓑に使ってさ、ちゃんと自分たちが指導せんばいかんでしょ。そして、何もしないじゃなして、3,500万の事業をしとるんですよ。

そして、これ言わせてもらうけど、まち歩きイベント、これはまあそれなりに成果ある。しかし、このもろぶた寿司、これはね、これも観光協会のする事業ですよ。事業については問題はないんですが、これはね、31万かかっているんですね。申請だけで。その当時の課長は誰か知らん。そして、だめだと、ギネスブックに申請31万してだめだと言われた。そして、31万戻ってこない。申請する前に、何でこういうことは検討しないの、31万ですよ。町長、そうでしょう。

そして、事業をしないから会費取らん。ここの28年度、29年度も会費取っていないのに、単独事業、まち歩き除いて、もろぶた寿司は全部で、これは500万やったけれども、ほかに予算流用しておるね、ほかの名目に。これ、全部の予算で来とるけん、よかでしょうけど、地方創生化ということだね。

そして、私がもう一つ言いたいのは、移住・定住促進観光事業、移住、定住、それにお試し居住ツアーとかね、これはね、観光協会がする事業と違いますよ。また能力もありませんよ、観光協会には。実際、産業経済課が行っているんでしょう。こういうことをね、しばらくは、もう事業理事の言うこともわかる。その当時はそいできた。早く体制を整えようと思った。しかし、今のまんまでは、執行はそれがいいからそんまんましているような結論になってるじゃないの。

だから、これは、正直に、はっきり言うてですね、こういうところを見直して、そしてまた何ですか、「モコちゃんの佐々川ぼうけん」、この絵本自体はいいですよ。これは、幾らやったかな、予算は。何ぼか覚えとらん。300万、永田議員が言ったね。これは、いい絵本ですよ。いい絵本だけど、観光協会がする事業ではない、はっきり言って。これは教育委員会とか、また自然環境を愛することを育てる事業でしょう、はっきり言ってね。

そしてまた、まして言うなら、観光協会は、町外からの観光客を誘致することを目的にしたでしょう、あなた、変えるときに。反するじゃないの、全然観光の目的に。こういうとはどうですか、町長。これは、もう一遍見直さにかいかんじゃなかですか。全然でたらめじゃないの、こんなことあるの。

そいで、会則には、会員は会費を納めるって書いてあるんだもん。それを取らんで、1年間ならわかる、事業理事が言うた。ずっと取らんで、こういう大きな事業で、極端に言えば、会費取ってないから、もう団体存在しないよ。せめて言うなら振興会ですよ。

それに、こんな大きなね、事業をのせがけでするっちゃうのはね、これはいかがなものですか。町長、いかがなものですか、これは、金額が多いから言っているんよ。3,500万やったかな、これは、4,500万。そんなら、なおさらたい。観光協会。

この責任、どうするの。こういうむちゃくちゃなことして。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（15時35分 休憩）

（15時36分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。私が28年度は産業経済課長をしておりましたので、当時のことでございますので、私のほうから御答弁をさせていただければというふうに思います。

まず、もろぶた寿司の申請だけで31万円というお話がありました。これは、さきの議会でも、当時、御説明をさせていただいたかと思えますけれども、ギネスの申請という手続が、一旦手数料を払わないと、申請の手続に入らないと事務的なことが動かないということで、一部、31万円の執行というふうな形になっております。地方創生加速化交付金の窓口は内閣府でございます、こういった格好で、内閣府のほうに、31万の執行をしているけれども交付金の対象として認められるかということで御確認をさせていただきました。手続上、それは問題ないというふうなことでお話をいただいたところでございます。

それから、町外からのいわゆる誘客を目的として観光協会があるべきだというふうなお話は、もちろん、そうだろうというふうに思います。今回の地方創生加速化交付金3,500万を活用して事業を進めさせていただきましたのは、移住定住というところで内閣府の交付金をいただいて、その事業主体として町がなれないというところで、観光協会のほうに事業主体としてお願いをさせていただいたという経緯があるんですけれども、そのときに議論をしていく中で、移住定住を進める、いわゆる佐々に住んでいただくという取組をしていく上で、佐々町をしっかりと発信できる仕組みをつくっていくということから、このような形の事業をさせていただいたところでございます。

先ほど4,500万という数字も出てまいりましたが、1,000万は町が事務費として、協議会をつくって検討したりというふうな作業をしていく。また、3,500万については観光協会への補助金という形で、このような事業をさせていただいたところがございます。

それから、27年5月の規則、規約の改正の件ですけれども、私は28年度からですけれども、そのときに観光協会の理事会の中で皆さん方が議論されたのは、先ほどのほう、議論されておりましたけれども、事業が動いてないということから、観光協会の理事会の中で、会費を今の時点では徴収するべきではないのではないかとという話で、28年、29年は議論した記憶がございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9番（川副 善敬 君）

総会で決めるんでしょう、全部ね。理事会で決めるんじゃないでしょう。

私が言っているのは、この前年度に、3号議案の改正で、追加条項で会費を取るって会則で決めてあるんですよ。それで、事務局は産業経済課でありながら、なぜそこを指導監督しなかったかっちゃうんです。理事会が言うたから取らんごとしましたって、そんなら会則、改正せんでよかじゃなかですか。

こい、課長、確認してもろうとるけんね、全部ね。法人会は5,000円で改正、規則改正したときも取っとらんちゃけん。何のため、法人を追加して5,000円取るとしとる。全部、あなたたちの指揮監督でしょう。理事会が言うたけん、よか。会則は、追加議案で上げて、会員は会費を払うってなっとるじゃなかですか。事務局長でしょう。もう、これ言ったら長うなるね。組織の改編ちゅうところで言いますけどもね。そしてね、これ、確認してもろうとるね、今の課長にね、こい全部、総会の改正はね。3年間でたためですよ。法人会費を加えたときも取ってないんですよ。それで、きちんとせんばっちゃうて、今度の会長は言いよったです。自分でもね、まず会則にのっとってやりたいと。

だからさ、商工会が観光協会の事務局持とったとならよかさね、今道課長。産業経済課が事務局長でしょうが。事務局でしょうが。そんなん、理事会で決めた、会則違反じゃないね。そこにバタって予算出しよるんだから。

今後、今から言いますけどですね、それで、私はね、観光協会のね、組織も私は改編して、産業経済課との区別をね、きちっとしたほうがいいと思う、事業するに当たって。この4,500万で事業をするにしても、観光協会ちゅうのは絶対、もう、人がおらんのだから。前は観光協会イコール商工会の職員もおり、会員もおり、したけれども。そうでしょう。実際に実働部隊がないんだからさ。だから、これをきちっと、もう今から産業経済課でやるべき事業は、先ほど言ったけど、絵本でも何にしても、自分たちでやらなきゃだめですよ。そりゃ、観光協会通せばよかと思うけれども、もう何分ね、長うなる。

一応ね、こういう問題についてはね、きちっとね、解決策をね、所管委員会でも何でも示してください、時間がなくて。

そして、私はね、ここでね、町長、担当課長でもいいけどね、言いたいけれどもね、今、私が言ったように、観光情報センターもね、バスの会社の切符売り場になってしもうて、目的を果たしていない。初めは、あそこで物販を販売するちゅうことであそこにつくった。しかし、国交省の関係でできなくなった。はっきり言ったら、どこの町でも観光協会とか、街の観光の中心地の駅前あるから、前から私の持論だけでも、松浦からの高速が開通するまでとか何とか答弁聞いたこともあるけれども、今のMRの駅舎はね、佐々町のだから、トイレもまだあそこ

建設したまんまだから、あそこにね、移動してね、そして皿山なんかの焼き物とか何とかをね、飾ったり販売したり、ミニチュアの佐々町をね、並べたり、そういうね、次のステップが必要がじゃなかと。

そして、私がもう一つ言いたいのはね、体験農園においてもね、一番観光業がはやっているのはね、西海市なんです。これはね、観光協会はNPO法人なんです。それで、公園の管理をして、そしてまたいろんなイベントをやっていると。私は、いつか発言したと思う。皿山も、いや皿山、体験農園も昔はね、行財政特別委員会の中で、もう、いろいろ民間に任せたほうがいいからちゅうことで、指定管理者制度をね、使うというところに大体決まっちゃった。ところが、やっぱりその後、そういう産炭地基金ができて、5,000万、3,000万プラスしてやったけれども、もうこの際ね、町の観光協会の、今、問題も出たから、観光協会を指導して、また観光協会の皆さんと話してね、そしてNPO法人を西海市のようにつくって、そしていろんなイベントをして、皿山公園もどこも、ある程度のところは全部その観光協会に管理を任せてね、そしてその中からイベントをするというふうな形のをせんとね、観光行政はここでとまっているんじゃないですか。どうですか、新しい組織改編してね、観光行政を委託するというのは。これ、町長じゃなからんば答弁できんでしょうけど。

よその町がやれるのにね。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

観光協会の今、インターチェンジの上り口に、今、観光協会といますか、そういう事務所が今あるわけでございます。佐々駅にというお話がありました。確かに佐々駅も、今、これは佐々町の駅舎でございますので、そこも構わないわけでございますけど、どうしても今、駅舎というのが、あそこの丸太といますか、あれでつくっているのが、もう年度が来ているわけですね。もう古くなって、今後、これをどうするのかというのはやはり協議、考えなければならないという年限も来ているわけでございます。

先ほど、今、いろんなお話もありましたけど、それからもう一つは観光協会をNPO法人にという、これはアイデア的に多分、私はすばらしいんじゃないかと思っておりますし、この件についてはやはり今後よく協議してですね、町としてどうするのかというのは内部で協議して、やはり観光協会の皆さん方ともですね、話し合わなければならないと考えております。

観光協会というのが、本年度、新しい会長さんが就任されまして、やはり新体制のもとでやられていくということでございまして、やはり我々としては、理想はやはり観光協会を中心としてですね、やはり町の自立した中で、自主運営をしていただくというのが我々の理想でございますので、そういう中でやはりいろんな観光行政と一役を担っていただいて、やはり商工会の皆さんとも話し合いしながらですね、これについては協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

観光協会も今まで一所懸命なさっていたけれども、ただ、その動き方とかね、組織のつくり方がわからんでおられるんで、町がきちっと、産業経済課がサポートしながら一緒にですね、やっていけたらいいことじゃないかと思ひます。

また、今度の観光協会長も、非常に何か前向きに考えておられますんでね、幸い、この際、いろんな公園の管理体制とかイベントとか、先ほど言いましたように、そういうものを活性化するように、ひとつ、組織替え等、また新たな考えを期待しております。

それから、2 番目に、児童虐待の防止についてお尋ねします。

これは悲しいことですが、東京目黒で、結愛ちゃんが、5 歳が 2 月に虐待されて亡くなられてから、本当にいろいろ全国各地で皆さんが残念がっております。私も、改めて御冥福を祈りたいと思います。

しかし、その後も、各地です、事件が発生しております。全国の児童相談所で 2017 年に対応した児童虐待の件数は過去最多の 13 万 3,778 件、それにのぼり、統計を始めた 27 年連続で増加です。16 年の 9.1%、1 万 1,000 件も上回った。それで、肝心の県内で対応した案件は 630 件。それで、児童相談所が対応した分で、市町村が対応した虐待事案は、市町村が対応した事案は 501 件と、16 年度を 3 割も上回ってるんですね。

そこで、この政策のですね、その後の政府の緊急防止対策のポイントと、市町村が、町が、どのようにこの緊急対策のポイントを受けて強化対策の取組をしておられるのか、これをお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の政府の緊急防止対策というポイントでございますけど、大きく 1 つ目が、増加する児童虐待ということでお話がありました。子供の命が失われることがないようにですね、国と自治体と関係機関が一体となって対策に取り組むということ、それから 2 つ目が、やはり緊急的に講ずる対策と合わせまして、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組むということで、財政的な措置も、必要なものについては引き続き予算編成過程で検討を進めるということで、制度的な対応が必要な事項についても検討しながら、所要の措置を講じるということ、この 2 つが政府の緊急防止対策のポイントでございます。

また、市町村のことも、今、お話がありました。市町村の体制強化を盛り込んだ児童虐待防止対策体制総合強化プランということが年内に策定することとしておりまして、子供の家庭総合支援拠点とか、それから要保護児童の対策地域協議会とかの調整機関など、市町村の職員体制及び専門性の強化などによりまして、市町村における相談体制の強化ということで方策を盛り込もうとされておるわけでございます。

こうした国の緊急対策を受けまして、本町に対しても、対応すべき点としましては、相談体制の強化があると思っています。やはり具体的には、国が 2020 年度までにあらゆる妊産婦等について、妊娠期から子育て期までの切れ目のないような支援を行うということで、子育て世代の包括支援センターの全国展開を目指すということになっておりますので、やはりこうした方針を交えてですね、相談体制の構築というのが必要であると考えておりまして、既存の要保護の児童対策協議会において、学校とか健康相談センター、保育所、児童相談所、警察などの情報を共有しながら、生活困窮家庭とかひとり親家庭に対する支援などの連携も重要であると考えておりまして、こうした体制を踏まえて、特に重要な課題が、児童福祉士や、それから児童心理士やそれから保健師などの専門的な知識を有したスタッフと、自立強化であるわけでございます。

こうしたことをしながらですね、また地元の民生委員さんとか、民生児童委員さんなんかも連携しながら、情報の共有を図っているということで思っておりまして、児童虐待の防止というのは、取組はあくまでも虐待を受ける子供たちを引き離すという取組についても、少しで

も早くですね、対応することが必要であるのではないかと考えております。

そういうことで、本町がですね、検討したという件数というのが、平成29年で6世帯の13人でございまして、ほとんどこれはネグレクトでございまして、そういうことをやはり町としましては、要保護の児童対策協議会ということがありますので、その中でいろんなことを協議しているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

町のほうで、6世帯13人ということでしたけれども、一番大切なことは、今度のポイント改正で今までで一番大切なことは、私は、答弁の中入ったかな、いかに早期発見をするか。48時間以内に対応しなければならない。しかしながら、全国の69自治体のうちに、長崎県など32自治体は、児童相談所から警察への情報提供はある基準が定められてない、長崎県は。そうすると、この48時間以内に警察と一緒に児童相談所が行って、今、強制介入ができるようになりましたね、これ、福祉課長でもよか、そうやろ。強制、相談、訪問、拘束ね、別に児童相談所に来とる、これを48時間以内にするのが大切だと言われておるけれども、これが大きな警察の、警察の介入と強制的なもの、48時間、こういうものについては、どういうふうな佐々町では体制をとっているのか。

また、この6世帯の中には、そこまでは当てはまらなかったのか。余り深く聞くとですね、いろいろ小さな町ですから、問題がありますから、そういう最悪の状況はどうだったのか。ちよっとそこら辺を聞いて。はい、よか、課長でよか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今、御質問がありました、町長が先ほど6世帯の13件という話しました29年度の案件ですけれども、ほとんどがネグレクトということでございまして、今、議員さんが御心配されるような案件というのは、私どもは把握をしてないという状況でございます。

ただ、今後の体制ということでの強制介入ができるとか、そういった部分がありますので、まず、警察への通報、情報の共有ということもあろうかと思っておりますけれども、基本的には福祉サービスというふうな形で、どの程度手前で対応ができるかというふうなことの協議が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

政府は緊急対策ば、防止対策ば発表して、大まかな概要的なものを発表しているけれども、今度、正式に厚労省が、ワーキンググループが素案をまとめて、具体的な対策を入れるということですけども、大体その具体的な対策案についてはどのようになっているのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

例えば、今、先ほど申されましたように、厚労省の社会保障審議会ワーキンググループの中でまとめられた素案でございますけど、これは子どもを迅速に保護できるようにですね、常勤の弁護士を配置するということや、児童相談所における体制強化と申しますか、先ほど48時間以内ということもありますし、そういう児童福祉士の資質の向上ということで研修とか、そういうことが盛り込まれているようでございまして、具体的な対策というのは、現時点では、学校とか健康相談センター等で把握している案件の情報を共有と申しますか、その必要に応じて、やはり先ほど申しましたように、要保護の児童対策協議会を開催するということが対応することがありますので、そういうことで、町としては、やはり早く迅速に対応するというのを心がけなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これは、その家庭についてはいろんな問題がある。やはり単純にいかない部分がありますけれども、やはり町としては、いろんな福祉体制を整えて、そのような法を適用しながら、そしてまた家庭の生活の向上を求め、そしてまた、例えば保育所とかね、そういう小学校とかでも健康診断のときに点検するようになっていっているんでしょう。だから、そういうのをある程度注意深く見守って、二度とこういう不幸な事件が起きないようにね、努めていっていただきたいと思ひます。お願ひしておきます。

次に移ります。

企業誘致と工業団地についてですね。造成について。

平成25年に工業団地としてSSKからクリーンセンターの土地を1億500万で購入しておりますが、5年半を経過したが事業の進展が、いろいろ、私も26年、あ、それと27年の6月と29年の6月と今回で3回目。そして、前のときは25年の3月で、購入議案のときに、私質問しております。そういうことで、この進展はどういうふうになっておるのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

小浦南部の工業団地の用地としまして取得しました土地の企業誘致と工業団地の造成につきまして、これまでも御説明したとおりでございまして、町としましては、雇用の確保というのが重要ということで、工業団地を整備して企業誘致を進めていくということが、基本として考えているわけでございます。

これがなかなか進まないということで、工業団地を整備するためには、未買収地の買収と、それから25億円から35億円ぐらいかかるという団地造成費が必要となりまして、県から事業計画の承認を受けるということで、用地買収から団地造成まで、費用の2分の1程度の補助が受けられるということでございまして、この団地造成をいつ行うっていうのがなかなか難しい問題でございまして、佐々町においては、役場庁舎を含めて老朽化した部分が、公共施設が、整備が間近に迫っておりますので、どういう優先順位っていうのが、全体計画の中で今現在検討しているところでございまして、議会の皆さん方にもできる限り早くですね、相談を進めていかなければならないと考えて、遅れていることに対しまして、心から申し訳なく思っております。

第でございます。

当該土地については、ことしの夏以降に複数の引き合いがあっておりまして、不動産会社からは、大手ゼネコンに当該土地の売却し造成して企業に渡したいというお話がありまして、協議を今、継続しているところでございます。また、もう一つは、大手食品メーカーの関連会社からも、工場用地としての造成したいというお話もありましたが、今、これは条件に合わないということで、なかなかうまくいっていないところもあるわけでございます。

加えて、宅地造成のニーズというのが高くなっておりますけど、このようなことからして、やはり、先ほど申されましたように、企業の誘致を進めるということが一番基本でございますけど、ここの用途につきましては、やはりさまざまなニーズっていいですか、そういうことを柔軟に、対応で、必要ではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとすいません。もう 4 時になりましたけれども、9 番議員の質問まで時間延長させていただきます。

どうぞ、9 番。

9 番（川副 善敬 君）

土地の買収、この前質問したときは、土地の買収ができなかったと。租税の公払法の適用ができなく、何かもう一つの法ば適用して、減免措置をとると、そいで土地の買収をするということやったですね。

そいで、私が質問したのは、県の工業団地としての認定はなぜ受けていないのかと、佐世保の相浦はすぐできているのにということだったけれども、そういうことで土地の買収が遅れるのでってということで、理事は公払法をして、それで減免法を適用して買収するということがやったんですけども、まず、この買収については全部できたのかどうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

買収につきましては、少なくともあと 6 名の地権者について、まだ今からその買収を進めないといけないという状況でございます、あと残り 6.3ヘクタールほど、まだ未買収という状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これ、基本的なことですけどね、この懸念はね、購入議案が 3 月に出ましたね、25 年。そのときに、私はこう発言した。13 人の地主さんの了解をとって、施設 SSK との本契約をするべきだと。そしたら温泉施設の件もあるということで、慎重にしたらどうかと言ったら、そして、また、今やめられております仲村議員も私とびったり意見が合った。虫食いの状態になり、かなり広い土地が使えなくなる、覚書でもしたらどうか、もらったらどうか。口頭で SSK 以外の、今言われた地主の方の了解も得ているけど、文章がないと。彼も指摘して、僕も指摘した、温泉施設の件でね。そしたら、その当時町長は、購入議案のとき、土地は広いほうがいいと、リスクはあるが働く場所を確保したい、これは当然私が命令したわけですから責任はとります

ということで発言しとる。覚えとりますか。

だから、責任をとるっちゅうのは、あとのあそこを工業団地に転用するか、今言ったように用途変更をするかですよね。そいで、そういうふうに住宅目的、もう用途変更してでもね、そっちのほうで急いでやるかせんと、これはもう、誰か議員も 1 人言いましたけど、これ、任期中にやってもらわんと、何ちゅうですか、事業のね、改正案も担うけれども、その方向性と、きちっと目安だけはつけんばいかんぢやなかですか、町長。あいだけのことを発言しておられるんで。今、20億あれば、それはもう初めから、ここに言うように、リスクはありますからって、あなた言っているんですよ。当然、工業団地にすれば20億かかって、10億は県と町の負担、あとの10億は企業進出業者に割り当てる、これはもう基本ですから。

だから、今の答弁のように、20億かかりますから、それはもう、ほかにいろいろかかるというのはわかるとるんだから。だから、完成予想図でもパースでもつくって、そしていろんなそういう企業誘致の企業会の団体にも送ったり、県の産業振興財団にもどういうふうにしてくと、どうかしてしてくださいよと、やってくれという、それだけのね、あのとき自信持って発言されたの、僕はもうきのうのこのように覚えとる。それをね、仲村議員と僕がね、温泉施設でも失敗したでしょうが、だから言っているんですよ、ここで彼と私。彼は何で言っているかって、彼もね、ビジネス関係の会社におったから、僕も覚書つくってくれというふうなことで、いや、彼は覚書、僕は契約書を、仮契約でもしてから本契約をして購入せると、3月の購入議案のとき言っているんです。だから、その点についてね、町長、もう少し、20億かかるとかね、いろんなことを、土地の買収でもね、責任持ってやらんといかんですよ、早う。どう思われますか、この責任に対して。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番議員さん、時間がありません。
町長、どうぞ。

町 長（古庄 剛 君）

これにつきましては、先ほど、大変申し訳なく思っておるわけでございますけど、この件につきまして、今、用地買収がなかなか進んでいないと、これは特別措置法が減免措置ということで、ようやく税務署からの承認をいただいたということで、町としては進めていかなければならないと思っております。

ただ、今、私とその工場団地をやはり造成するというので、町としては今までずっと考えているわけでございますけど、宅地造成というのは、今、なかなか難しいと。宅地造成をやっても、その後の社会資本といいますか、学校とか水道とか、そういうことですね、いろんな面でなかなか弊害が出るんじゃないかと思っておりますので、町としては、やはり工場団地というのが一番基本的な進め方でいってまして、これは県のほうにも振興財団にもお話をしているわけございまして、なかなかうまくマッチしないというのが現状でございますので、町としましても、引き続きこれを進めていかなければならないと。私の任期中にできればですね、なるべく早く取りかかれればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

私は、住宅団地の造成もね、造成こっちがするんじゃなくして、大塔でもしているように、住宅団地造成する場合は、各団地の販売業者がね、共同で開発するんです。だから、いろんな

方法があります。

それから、工業団地についてもね、パースというか、完成予想図でもつくってね、これは、ねせとくなら 1 億 500 万も、早くそういうものを流したり、やる気を見せんと、この先ほど、2 番議員が質問した中枢連携のこの工業団地の造成、誘致の推進にも、平戸市、西海市、伊万里、有田は入っとるけど、佐々町入っていないじゃないですか。やる気を見せんばだめですよ。動かんばだめですよ、はっきり言うて。そして、昔でも、小浦の工業団地でもね、アリアケさんは 3 分の 1 か買うたけど、買うて基本ができたけれども、あとの残りの土地をどうするかというときは、進出しやすいように——

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番議員、時間となりましたので。

9 番（川副 善敬 君）

ちょっと待って。ちょっと待って、ついでたいね。

議 長（淡田 邦夫 君）

どうぞ。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

もう簡潔にできとらん、わかっとなる。

それで、小浦の工業団地の残りを販売しやすいというのは、どういう形にしようかということで、いろいろ委員会でもして、私も提案しました。それはですね、300 坪ずつ、1,000 平米ずつ区切ったんですよ。そしたら、地元の業者でも、小さい業者でもね、1,000 平米単位で買われると、300 坪。そいで、大きく出てくる場合は、その 1,000 平米を 5 つでも幾らでもいいじゃないかということで、残りの進出企業が、2,000 平米があったり、1,000 平米があったり、3,000 平米があったりするんです。

だから、もう少しですね、アイデアを働かせながら、自分でできんことはいろんな方面のアドバイスも受けながらせんと。もう私、何遍言うんですか。税金の税がかかるけんできん、できん。もう、暮れてしまうですばい、10 年はすぐ。今、何年ね、今。今度で 6 年目になるでしょう。8 年目でしょうに。ほんなら、誰かが言うとうと、あんたの任期中にはどうなる。また次出てね、須藤議員が言うたように、やるって言えばそれでよかばってん。しかし、期間は延ばさんでください。やってください。この中枢連携都市にも提案して。動かんばだめですよ。やるんですよ。終わり。

終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、9 番、川副善敬議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(16時09分 散会)